

共 産 主 義

烽火改題

№. 11

関西共産主義者同盟政治理論誌

1962・7・10

■ 主 張

全学連再建大会を成功させ

来たるべき大闘争にそなえよ……………飛鳥浩次郎（1）

■ 学 生 特 集 ……………… 編 集 委 員 会

(1) 現時点における学生運動の意義……………（4）

(2) 京都における学生の斗争（戦術と評価）……………（7）

(3) われわれの当面する任務と方針……………社学同学対部（13）

総評大会をむかえる労働運動の課題……………飛鳥浩次郎（21）

擬似政治参加から政治闘争へ……………園田浩（25）

公務員賃闘の課題……………木山茂（29）

感覚的の連論……………八州富稻雄（35）

■ ニュース……………（39）

① 社学同の圧勝に終る（同志社大選挙）

② 社学同正副委員長を掌握（京大同学会・教養部）

③ 社学同優位にたつ（大阪市大選挙）

④ 大阪城東製鋼における社研の闘い

■ 編 集 後 記……………（40）

労働者協会 発行 ￥60

主張

全学連再建大会を成功させ

来たるべき大闘争にそなえよ！！

飛鳥 浩次郎

全学連再建は何よりも情勢が要求している、安保斗争とその後の斗争の評価をめぐつての分裂（共産主義者同盟の）に端を発して以来、まさに四分五裂の状況に陥いり混乱を極めた全学連の統一はいまや具体的な課題となった。そしてこの統一を力強く押しすすめているものは、我が関西共産主義者同盟と京都府学連を先頭とする全国の（特に東京の）社会学の同志諸君であることはいまさらいうをまたない事実である。だが我々はこの全学連再建の課題が極めて困難であるが故にその意識を様々な角度から検討し、実際に再建がからとられるよう全力をあげなければならぬ。

全学連再建において我々がまず第一に理解しなければならないのは、この再建をおしすすめている、もつとも重要な要因としての客観的な情勢の確立である。それは国内的に云うならば一九五五年頃よりも六〇年にかけてなされたばう大な設備投資を中心とした日本経済が、ようよう過剰生産を内部にかかえて一つの転機にさしかゝつていくこと、更にはそのような段階が未だ過当競争という内的な資本の斗争要因のために充分に国際的競争に耐えるか否かが問題になる時点で自由化率九〇％達成を今年十月に義務づけられていること、第三にその場合に日経連に代表される独占ブルジョワジンは、当然合理化投資の強行（企業整備に伴なう大量な首切り）によつて切りぬける方針をたてていること、そのために、現段階における「労資協調主義」を大々的にキヤンペインする段階にあり、池田内閣の高成長政策はそのキバンとなつていくこと。以上の如き情勢の特徴は、それぞれに関連しあいながらも、いずれも一つの画期を意味するだけの重さをもつている。（個々別々にはすでに何度も分析して来たように）そしてこのような情勢の根底にあるところの基本的な経済の動向は、当然政治面にも作用をおよぼす。例えば一九五五年～六〇年にかけての政治的な締結が、一連の独占ブルジョアジの天地回復運動（例えば治安強化の動評―安保改定）として展開され、階級的な対立でのシグザグはさておき、独占の自信に支えられて進展したものと見えよう。そしてこれに対して、即ち国際的な戦後の情勢の変化（アメリカの相対的地位の低下西独―EEO）、日本の道に同じ）に対応するものが安保改定に集約されたとするならば、六〇年～六二年にかけての（国際的には五五年のEEOと通過を経ての（国際的には五五年のEEOと通過を経ての）回後より）、変化は独占ブルジョアジの自信につけ加えて、同時に大きな不安（経済的矛盾）をも成熟させつつある。だが国

際的な地位の再総括ともいうべき安保と帝國主義諸口の現在の関連は、次には更に徹底的に一九五六年に提起された憲法改悪一国内における様々の階級的な譲歩を挽回し、行政権を強化し、世界市場への進出を支える「国体」(日帝國主義軍隊を中心とした所)の再生にむかっている。そしてかゝる日本独占ブルジョアとその代表たる官僚政治家達の野望はあらゆるいみでその前段階として各種の反動政策(治安面での反動、教育面での反動)の立押しすゝめ、独占支配を強化し、更に内面的にはマスコミと一層結合して高度成長政策(所得倍増)的ムードを一層強化しようとしている。

以上が全学連が広汎かつ功妙な独占の功勢に対して、最も戦斗的、かつ先進的に再建を要求し、またその裏づけとしての政治斗争を展開しているところの理由である。

(一)

しかも現実の情勢は更にこれを國際的な現野においてみると、日本の情勢が極めて困難の情勢に対応し、むしろ同一性をもつて展開されていることに気がつくであろう。日本資本主義の過剰生産的傾向はす

年もなき終つた。そして勝つたのである。現実の斗争を、むしろ情勢の中で奮闘ですらも重大な政治問題となりうるといふような判断もせず、参議院選挙にこれを横すべりさせた既成左翼はどうか、指導こそが新しい路線で、今にも反独占政府ができるかの如き幻想をよこした社会党はどうかその社会党に対し単独確保は反共セクトと呼び負けずおとらず選挙斗争に全力をそそいだ共産党はどうか。労働者階級に対する独占の自信は見事に社共の幻想を裏切っている。事態は議会外の大衆斗争の重みを従来にもまして消化している。これが現実である。にも拘らず社共は典型的な議会主義思想を深めつつある。機会主義を排し直接大衆行動(広義のいみでの蜂起一必ずしも武器をとらないといういみで)を局面突破の主体的な要因とする点で全学連の斗争の意識は大きい。職物斗争の起点をおいた所の徹底的な賃金斗争、首切り反対斗争もまた重要である。情勢は指導の主体要因をととのえるまえに、賃金斗争、首切り反対斗争の主体的要因の強化を先行させ、より創造的な政治過程とつくだすであらう。

にEEOにおいては西ドイツの鉱工業生産指数の低下傾向、更にはアメリカにおける独占企業の利潤率低下傾向(NY様式の大

暴落に連るような)を生じている。またこのように要因を含みつつも 英國のEEO加盟、アメリカの接近、更にはアメリカの極東政府の変更をしているような國際的な帝國主義諸國の高層価格をめぐる競争の激化もつよまり、日本も含めてその大きな流れは今や世界的な独占経済の矛盾の激化へとすすんでいる。二回にわたる、世界革命の挫折により、未だ解放されていない、巨大な生産力は世界市場をめぐる衝突に、無意味な原水爆戦争のイメージを与えている。

今や世界的な規模での平和運動が、その根源たる帝國主義を打倒する斗争へと転化する条件は一層拡大し、平和運動と革命との内的関連は一層微妙になつてきている。そして当然のことながらこの危機的なそれだけに、より原則的な立場が要求されているときに、甘い、共存思想平和への願望もより一層大規模に生ずる。(ブルシチヨフ平和共存路線)事態はより一層世界革命の思想を強烈に要求している。むしろ世界革命の内容を深めることを求むべき帝國主義的世界戦争

への最大の防波堤となるであらう。

(三)

だが全学連再建のための主体的条件はというならば、必ずしも楽観は許さない状況にある。恰かも安保斗争に至る一九五五(六〇年)への学生運動の高揚が、労働運動の五六年新編斗争一六〇三年三井三池斗争という挫折を内容としているのに対して、小ブルジョア急進主義をその内容としたという歴史的事実は、依然として、現在も存在している。プロレタリアートのヘゲモニーが安保斗争の中で発揮されえず、全学連の急進的(徹底的)十ブルジョア的、革命主義が一つのピークとならざるをえなかつた。実は今年度の春斗に如実に示されている。

客観的情勢は賃金斗争としてすら現実には独占資本主義そのものの崩壊(テンブク)の理論へと発展させ、革命的の前衛を要求しているのに、主体的には三三〇スト、四一〇ストにみられたように国鉄労組、私鉄の孤立があつた。まさに過剰生産による不況、生産低下に入つた鉄鋼では、成長産業だからとれるという判断で統評によりトツパッターにすえられながら、ついに何

だが困難は次の点にある。即ち一九五五(一九六〇年)にかけての近代化投資にみえう若年労働力市場の逼迫が賃金などを展開しやすいつつ状況にあつたのに対応した所の職場斗争が、合理化の壁にぶつかり挫折し、単に職場斗争の中心的担い手としての若年労働者の左翼化と歩調をあわせて全学連も斗争を展開するといふなど甘くないといつた主体的条件があることである。小ブルジョア急進主義の高揚、その徹底的性(の)も積極性は云うをまたぬが(また相当の効果もあるが)その限界性は真の前衛政党的工場における活動、プロレタリアートの政治斗争の高揚によつてしかこえることができないというのである。

全学連が共産主義者同盟の時代をのりこえる唯一の途はまさに以上の如く新たな政治指導の部の性格にかかっているものといえよう。関西ブンドはまさにその点に大きな立脚点をもつものである。

(一) 現時点における学生運動の意義

編 集 委 員 会

安保斗争は日本近代史において、いまだかつてみながった大衆の大衆動員と、それによる大衆の政治過程への導入が極めて自然発生的に過去の大衆斗争の経験とブルジョワ政治の議会民主制の外皮がはがされたことに對する反応として集約される。そしてまた、このような大衆の大衆動員の組織化に對して、諸政治集団の機能と役割が、いみじくも、白日のもとにさらされ、かつその思想的根柢を問われることになつたのも著しい特徴である。

既存の政治集団、社共両党、安保共斗合議を中心とする諸団体、及び労働組合は、情勢に對し、政治スローガンや一つの政治方針を自らうみだし、刻々と變化する政治過程に應ずる形態としてではなく、御都合のスケジュールと、組織のヒエラルヒーによつて大衆を動員する機械にすぎなかつた。

たか、また、既存の諸潮流に對してその大衆的行動力と運動の方向において影響をあたえることができたか、という点にこそ大政治斗争における政治組織の意味がある。そのような意味では革共同全国委員会は安保斗争における敗北の結果の副産物としてではあれ、安保斗争を主体的にたたく、既成左翼に對する政治潮流としての批判者として一度もたちあらわれたことはなかつたのである。

戦後、日本の学生運動に君臨してきた日本共産党は、日本資本主義と革命の性格及び現状分析における甚しい没科学性、主観主義もることながら、大衆運動を、その階級階層の特質においてとらえ、政治経済情勢に對する役割と斗争の實際の指導においては宗派主義と主観主義において致命的欠陥をもちつづけてきた。即ち、インテリゲンチヤに對してはマルクス主義の正系としての即的影響はもちえても、その層としての役割、斗争の指導においては全く無力であり有害無益であつたことが全学連をして伝統的に反代々木中央の路線をうみださせていたのであつた。五六年以降、國際的にスターリニズム的國際共産主義運動がそ

既存組織のこのような機能不発に對して、情勢上自らの判断力をもつて対応したのはいンテリゲンチヤ個々であり、それは「市民主義」と総称されるスローガンや斗争形態をうみだした。しかし、彼らには、政治過程を主体的にきりひらき、自然発生的斗争を「労働者の運動」として、斗争の中の広さと同時に深さを測定し「権力」への道程と大衆斗争とが連つた道程であるときは全く考えていなかった。この中で、学生運動は、共産主義者同盟のもとに、一方では岸自民党内閣と独占ブルジョワ主義に對する斗争として、また他方では日和見主義既成指導部に對する批判として精力的に行動した。安保斗争の性格が、労働者を含めて「市民」としての斗争から出発したために小ブルジョワ主義の急進主義は、直接的斗争形態としても、斗争スローガンとしても独自の役割をきわめて鮮明に打出すことに

の矛盾を露呈するにつれ、その權威はうすらいではしたが、日本においては安保斗争が一つの転機として日共リスターリン・フルシチョフ路線プラス愛国主義プラス獄中十八年思想を政治潮流としても思想としても、その正系としての神通力を失わせ、左翼思想における一変種としての存在に転落せしめたのであつた。

労働組合を支配する社会党の基本的イデオロギーである議會主義、そして日共もまた「民族民主」的発想による思想的夕暮におちこみ、現実の階級斗争には、きわめて抽象的な「革新勢力」「反体制運動」として総称され、そのイデオロギーは彼ら自身からはからずもおちこんでいる市民主義を積極的に止揚する方向をなら持合せていないとき、小ブルジョワ政治集団として機能しながら、たえず情勢と諸階級の力と動向を洞察し、一定の物質的斗争力として実現する戦斗性イラジカリズムの存在は、諸階級の動きに①政治行動力として ②思想的影響として ③全体の斗争における支流ではあれ、その先駆性として、階級關係に一定の影響をもたらすことができる。戦後の学生運動の積極的測定はかかるところにあ

よつて、主体的に政治過程に介入しようとした。しかしながら、日本の労働者、人民の政治斗争に對する未熟さに規制されるとともに、斗争主体の内的要素の一面の強調とプロレタリア権力樹立とを直接的に考える思想的、理論的甘さと自己の主体的状況認識の甘さが、大衆行動の大海の中に埋没してしまふことになつた。

このことに對する批判として、小ブルジョワ政治集団の限界を強調し、プロレタリアートの歴史的意義とプロレタリア革命の組織主体に對する古典的、哲學的意義づけを最初にして最後のものとする集団革新共同全国委員会が登場し、一時的にせよ安保斗争をたたかつた学生活動層の多くの部分とその門下に拜題さすこととなつた。だが問題はかかる意味での古典的、訓話的な小ブルジョワ主義、及びプロレタリアートの性格の解明にあるのではない。ブルジョワ権力の階級敵に對する攻勢の特質を誰よりも先んじて見抜き、情勢の特徴と大衆の昂揚をいち早く組織化し、政治過程におけるヘゲモニーを確立をめざす政治集団として、小ブルジョワ主義学生運動がどれほど政治的、思想的に機能することができ

たか。安保斗争后、三池を收拾し、市民主義の昂揚の反対作用としての安定感を高度成長、所得倍増に集約に成功した、池田政権に對し安保斗争に動員された大衆行動は浅沼テロに對してさえ無力であつた。労働者の意識、小ブルジョワ主義の意識が分断され、組織の硬直性、指導部のタイ魔が、運動の危機を一層深刻にしている。い

までもなく、政治行動力としての学生運動の特徴は、層として、また反帝のスローガンに要約されるように情勢の客観性を純化するにおいてとらえることができる。思想的影響としては、学生運動の歴史的経験が、反スターリニズムとしていわれるように大衆斗争の経験が、既成左翼の腐敗を暴露し、運動論としての新左翼運動の糸口となることにおいてきわだつてゐる。

ブルジョワ政權が、被支配階級に對する一元的支配を強化する際、小ブルジョワ主義のこのような、影響力に對して敏感であることはむしろ当然である。

安保以後の独占ブルジョワ主義の手によるまきかえてしが階級斗争における小休止とそしてかんまんな反動化の道程を生みだ

したとするならば、あらたな道程はまた現段階での階級的力関係のもとで、あらたな焦点を求めて動くであろう。従つて現時点における学生運動が課題として求められているのは次のような諸点である。

- ① 情勢に対する分析を深め、現在進展しつつある矛盾の性格を把握すること。
- ② そしていかなる階級に、もつともつよくその矛盾が作用するのかを理解し、政治斗争の課程をねること。
- ③ そしておこりつつある政治的昂揚の中に学生運動を位置づけ、全体の諸階級の内部での位置をつかむこと。

以上のような意味で大衆組織—全学連の再建統一が、われわれにとつての急務とされるのである。

京都における学生の斗い（戦術と評価）

学 生

マル学同の発生 Ⅱ 編集委員会 Ⅱ

それは学生運動に如何なる影響をもたらしたか

マル同の発生、それは安保斗争の最終局面（六・一五—六・一九）における斗争戦術の評価をめぐり、共産主義者同盟があらはげしい分派斗争に陥こんでいつた過程のひとつの副産物であつた。

すなわち、共産主義者同盟は都市的小ブルジョア階級の学生運動に立脚の重点を置いていたが故に、学生運動においては最高の戦術を発揮することが可能であつた。それ故、学生運動のもつ擬似階級性は、六・一五斗争において集中的に現実化し得たのであつた。だが、六・一五斗争のもたらしたあの政治的昂揚を更に深い政治危機にみちびくためには、国家権力の中核たる暴力装置—自衛隊の出動、という支配者階級の情勢判断に対応して、労働者階級が労働者階級として、つまり市民社会の一階層という枠を脱出して政治の舞台に登場しなげ

ればならなかつたし、それは学生運動に根を置く共産主義者同盟が、安保斗争の戦略的展望の中に組み込んでいなければならなかつた問題であつた。

学生運動の進展を媒介としつつ、労働運動の中にもひとつの指導的潮流として出現することをある程度（スローガンや組織方針としては常に提出しながらも）追求していた共産主義者同盟は、このさし迫つた戦術的課題に応えるほどには労働運動での勢力を築いてはいなかつた。このことが共産主義者同盟の分派斗争を必然なものとしたのである。

革命的政治斗争におけるプロレタリアートの性格と役割。安保斗争の終つたのち、この問題のみが共産主義者同盟をふくめてあらゆる潮流の新左翼の上におおいかぶさつた。いささかでも有効な解答を出し得る

のは、たゞひとつの途、すなわち池田内閣へと受けつがれた政治情勢の進展と、斗争に参加して労働者大衆との力関係の具体的な分析のうえに立つておこなわれる方法によつてでしかなかつた。

しかし、この問題に自から有効な解答を出し得なかつた共産主義者同盟の崩壊に代り、その崩壊の過程で発生拡大したマル学同は、明らかに問題を裏返しにしたのである。安保斗争敗北の評価を、斗争に参加した諸階級、諸階級の性格と動向を、国家権力との具体的な関係のなかで分析することが必要であつたにもかかわらず、全く逆に課せられた政治分析を行なう主体の問題をテーマに捉えたのである。

この時期のプロレタリアートの政治的行動を、どのように評価し、更にどのような方向を目指して指導するか、ということではなしに、評価と指導の主体は如何にして確立されるべきか、ということに問題が移行してしまつた以上、学生運動においては「ブチブルの急進的な運動の徹底化—それに刺激されての—労働者の左傾化、という同盟軍規定の硬直した適用が採用されるのは必然のコースであつた。

関西社学同によつて指導されていた京都学生運動のあらゆる斗争の目標が、すべてを党の問題に片寄せるこのような傾向と、学生運動における同盟軍規定とを否定的にとらえ、そのなかで安保斗争における学生運動の役割を明確に引き出すことにあつた。この理論的な作業は、共産主義者同盟にはなかつた政治学的な視点にも立脚しつつ「擬似前衛性」という概念を導入することで遂行された。

「擬似前衛性」の主張は、前衛不在の現実と、しかもなお学生運動が「この状態においては」労働運動への理解にもとづく前衛的視点をもたねばならないという現実的課題とから出てくるものなのである。

京都、関西でこのような志同が一貫して追求されていたの対比して、東京では直接に安保斗争に参加、指導した学生生活家の絶望挫折感がマル学同の「党—主体性の確立」という方向の温床となつてゆく事態が進行したのである。

○学生運動。「学生内部における帝国主義ブルジョアイデオロギーとの斗争を通じてプロレタリア的な思想、政治組織を強化拡大し、その側に全体またはできるかぎり多

数を引きつけること。多くのイデオログや、労働者階級の立場に立つた革命的インテリゲンチヤを創り出してゆくこと」(「斗争全学連。才三号四六ページ」)

○大衆斗争。一定の条件のもとでは反帝国主義的な大衆運動が成立しうる。

○斗争課題の設定。階級間の力関係の分析のみではなく、「反帝・反スターリン主義の立場を貫徹するためにはどの点に労働者・人民の大衆斗争を向けることが……」。

マル学同の主張を要約すれば右の三點にしばられる。そこには何があるか。学生運動はもはや日本の現実の政治の局面からは姿を消し、大衆斗争はたゞ「成立しうる」だけであつて「大衆斗争をひきおこすこと、しかも絶えずそれを追求すること」は捨てられてしまい、斗争の方向はすべて「反帝反スタ路線」への有効性によつて選択されている。

大衆の中に介入し、斗争をひきおこし、それを指導し、斗争の成果を現実政治の中に投げ込むこと、これらを全く欠如するところでは、たとえ「党—主体性」がどれほど美事に確立されたにしても、それは「客体」とは全く無関係の「主体」にしか

も他方ではソ連Ⅱ平和勢力の規定的絶対的有効性によりそつている。

マル学同の諸君も、この推測にだけは同意するだろう。しかし、諸君はどうだつたか。

なるほどマル学同は全学連十八回大会において、改良斗争(平和斗争をふくめての一般的な非革命斗争)に対する見解を自己批判し、変更はした。だが、結局のところそれさえも「改良斗争が反帝反スタ路線にどのような意味をもつか」という観点からなされたものでしかなかつたではないか。改良斗争に対する唯一の正しい視点は、斗争に固有な法則を肯定し、それをどのようにして革命的な政治斗争に転換させるか、ということであつて、政治指導の主体—党が強化されるか否かということとは結果の問題なのだ。

自己批判の進展の一部は「米ソ核実験反対」のスパイガンの下に学生大衆を結束しその中で「反帝反スタ路線」を宣伝する、という段階にたどりついたが、それでは帝国主義とスターリン主義とを打倒するのは何によつて可能なか、という問題になる

り得ないし、アナキズムへの転落は現実の可能性となつて現われることも明らかである。

大衆斗争を(たゞ自発的に)「おこらうるもの」として突き離す立場は、大衆斗争が実際におこつたときにはもろくも崩れ去ること、それは安保以後の諸斗争によつて明らかを示された。次のその様相を見よう。

六一・九月から六二・三月における学生運動

A、核実験反対斗争をめぐつて。

ソ連の核実験再開が発表されたとき、日本共産党は「ベルリン危機をひきおこした帝国主義者の才三次世界大戦の挑発を防いだ」という評価のもとに、実験支持の運動を開始し、当然原水協は苦境に陥つて実質的解体、機能ストップの状態をむかえた。日共が主張するところは、ソ連Ⅱ社会主義Ⅱ平和勢力、ⅡアメリカⅡ帝国主義Ⅱ戦争勢力、という単純(したがつて、明快ではある)な認識によつて立つている。だが、大衆が政治的行爲へ参加するのは必ずしも(ほとんどの場合には、といつた方が正確だ)特定の本質規定を承認(または否定)

テリを前衛組織に結集する」という結論に急転落し、斗争そのものの発展のなかに帝国主義打倒の展望を置くことが消えてしまつていたのである。

機関誌「前進」は、日共が署名運動だけを組織して実力斗争への呼びかけを行なわないことを批判はしたが(六三号)、そういう彼等自身は何をやつたのか。せいぜい、アメリカやイギリスにおける学生と市民の自然発生的な運動に自己のセクト主義の展望を見た、としてうれしがるだけではないかつたのか。

日、治安反動攻勢への対決

九月二五日にはじまつた臨時国会。これをめぐる政治経済情勢は、池田内閣の高度成長政策の破綻、自由化という国際的な経済競争戦を目前にする設備投資の拡大、という相反する二つの要因を背景にして、金融引締め政策が有効な成果を収め得ないというかたちで、矛盾の危機への発展が引き伸ばしにされている性格のものであつた。当然、国会をめぐつての政治局面は経済政策に集中し、六月の政防法不成立の欠点をめぐなうという、支配者階級の政治的課題は一部が強硬論をふくみつつ見送りにされ

することによるのではない、ということを確認しない彼等の悲劇と誤まりは、一見彼等に歩調をそろえているかに見える大衆の平和斗争が、あたかも彼等の本質規定に賛成しているもののように把握されてしまうところにある。

この期間に見られたある程度の平和斗争の高まりは、大衆がいわゆる戦争勢力を「悪」と規定し、それを打ち破ろうとすることではなく、核兵器の巨大な破壊力が大衆自身が位置している現在秩序を破壊する、という恐怖に迫らされてきたことなのだ。それ自体としては明らかにブルジョア的な幻想にすぎない、斗争へのこの契機は、それが核実験反対斗争の政治的深化によつて具体的な有効性をもつが故に無視されてはならない。これを理解できない日共—民青ラインの学生生活家のグループは、「ソ連の核実験にも反対」という学生大衆の反抗(学生大衆は、日共の本質規定に対して何ら積極的反抗しているわけではなく、彼等自身の現在の立場を表明したのにすぎないのだが)に出会い、いたる所の大学、集會で敗退していった。恐らく、彼等はいまごろ一方では学生への不信感を強め、しか

ていた。

だが、議会立法的手続がなされない情勢（それは、六月の政防法斗争のような性格の大衆動員を不可能にするものであった）では、かえって行政的ルートを通じての治安改組は強化され、京都の学生運動はこれに正面から対決しなければならなかったのである。（十月の公判デモに対する弾圧等々）。

このとき、全学連が採用すべき斗争組織戦術は、核実験反対斗争に主軸を置きながらも、これらの治安攻撃の具体的進行に対決する斗争を全国的視野から組織し、指導することであつた。だがしかし、マル学同は、この時期において全国指導を最終的に放棄し、治安攻撃が議会ルートではなく具体的な行政ルートを通じて行なわれたことに如実に示されている政治情勢の焦点への対決を回避し、たゞ「反戦斗争」オンリーを唱えるという「情勢に対する不感症、反動的」な方向へつき進んだのである。

核実験反対、政防法再提出粉碎、日韓会谈反対等、学生大衆が関心を持ち得るあらゆる政治的諸問題を、具体的な政治活動への結果を媒介してくみ上げ、その方向を

日本帝国主義への対決にまとめてゆくこと京都の学生運動を指導したこの方針が正しく且つ現実的であつたことは13の千名のデモ、12.7の五百名の集会デモ、そして四月斗争への急速な立ち上がりによって示されている。

六一。四月から六月までの斗争

学生運動論における新しい立脚点
三月四月の春斗が全体としては資本のイニシヤチで終熄させられたあと（春斗についての我々の評価は、前号の大崎論文、今号の飛鳥論文を参照してほしい）、この期間の情勢をひとことで云うならば、それはすべて「憲法」をめぐる情勢である。「改憲」への志向に表現されるブルジョアジイと政治支配者の長期的な情勢判断、そしてこの「改憲」に対するインテリを中心とする一般市民の危機感とその構成分子であることはいまでもない。前者は、E・D・Cの着実な発展という世界情勢の中で自由化を目前にした日本資本主義が、その存在の様相そのものをめぐる重大な意味を持つことと、日本国内において階級関係が「新憲法感覚」という表面的な関係に相

当な程度にまで組織替えされていることへの認識に根底をおき、後者はこの「新憲法感覚」をもぎとられることを「危機」として受けとることに源がある。

問題の深さと広がりが、日本における諸階級間の力関係を流動的なものに顕存化させ、プロレタリアートが市民的存在の枠を打ち破つて独自の政治行動を展開する可能性を全く充分にはらんでいる、それほどのものであることを前提にして、この期間の京都における学生運動をみてみよう。

四月、安保斗争を全く経験しない大学の新入生に対して、我々は単に核実験反対だけではなくて、常に憲法改悪、日韓会谈の帝国主義の性格の暴露を情勢とからみ合わせて提起してゆく方針を出した。

ここにおいても、前から引きつがれたところの戦術の正否は具体的な姿を示した。マル学同は相変わらず「反戦斗争」を固定的に提起し、客観的には五七年の一一。一斗争と何ら変らない平和斗争を追求していた。だが、「人類の危機」という意識の出発点をおくことは同じでも、我々が常に斗争の中で行なつて来たような「斗争の過程を通じての斗争自体の性格変更」を積極的に志

向せず、たゞ「反戦」のみを唱える彼等の斗争は、数週間の経過の中で破産を宣告された。学生大衆は自からの斗争参加を通じて斗いの性格と目標とが具体的に变化してゆくことを感じないかぎり、斗争への継続的参加を拒否するのである。マル学同の拠点大学である九州大学及び名古屋大学で、彼等がいちぢるしく指導権力と声望とを失なつたのはこの理由によるのである。マル学同への、とらわれ易い幻想、それはとにかく彼等が全学連組織の権力を形式的にせよ今日まで保持して来た、ということに由来するものだが、それは彼等の運動理論の正しさにはいささかのかかり合いもなく、これまでの政治情勢が比較的ゆるやかで、否応なく大衆斗争を組織せねばならないというような情勢がかつて到来しなかつたことに助けられているのである。

新入生の参加を加えて、新しい条件のもとで大衆斗争が組織されはじめるや、直ちに彼等は実質的な破産をこうむつたのである。

改憲問題は、臨時国会とそれにつゞく参院選挙との中から政治問題化して来たが、斗争の性格は現在まで依然として宣伝の段

階である。このような情勢では、真先に情勢を感じとつたインテリ、文化人の動向から、ブルジョア憲法のもつ基本的な性格を暴露することが決定的に必要であつた。「憲法研究会を大学のすべての組織に結成せよ」という我々のスローガンは有効に生かされ、五・三〇の改憲反対斗争に三千名に近い動員に成功した。それ以前に、五月一日日広島の公聴会阻止斗争では大衆の学生を現地に送りこみ、これを基軸にして京都の大衆動員を組織する斗争にも取り組んだ。この斗争においてみられたところの、我々の戦術に対する批判は、ひとつにはただ一度の公聴会を阻止することにすべてをかける極左主義からするものであり、もうひとつには「情勢が発展する見通しがない」として例のごとく斗争から退却し日和見主義者のものであつた。だが、批判を受けた我々の方針が正しいことは、五・三〇、六・一五、六・二二のキャンピアが常に一貫した我々の戦術のもとで展開されたことこの事実によつて全くあきらかになるであらう。

六月の二度のキャンピアを二千名／＼三千名の大動員として実現したのは、五・三〇

斗争において我々がある程度無意識的に実行していた、こまかい戦術の特徴が大きな要因となつたからであると考へる。憲法斗争が、日本のあらゆる階級と階層との基本的なあり方をめぐる斗争であることが予想される以上、それは、当然のことながら学生運動そのものへも重大な影響を及ぼさずにはおかない。そのような事態に有効に対処するために、五・三〇斗争からの教訓を整理する必要がある。この教訓を新しい学生運動理論に発展させることが、憲法斗争の具体的な過程の中でおこなわれるならば、学生運動それ自体が飛躍的な組織的強化をもちとるであらう。

教訓の一 大衆的な決起の早さ

従来の斗争は、国会における与野党の対立がマス・コミを通じて宣伝され、その刺激による斗争への結果、という順序をたどつていた。だが、この期間の斗争においてマス・コミの安保以後の右傾化は憲法問題を意識的に排除又はわい曲し、斗争開始の条件とはなり得ていない。

教訓の二 戦術の独自の展開

ひとつは執行部から提出された戦術方針は、直ちに多数の学生の自発的な活動によ

つてエネルギーを与えられた。
教訓の三 新時代の登場。

動員数は圧倒的多数が新人生によつて固められていた。この部分に、いわば「憲法

われわれの当面する任務方針

(社学同学対部)

(1) 増大する反帝斗争の重要性

世界帝国主義の現段階は、増大する過剰生産と、戦后資本主義の不均等発展の強い衝動による国際単一市場の形成(自由化)を通じての世界市場の再編成過程にある。

そして、その矛盾は各国の自由化への政治的、経済的対応のもたらした強度のプロレタリア人民に対する抑圧(国際的反動化)と、階級斗争の激化として表われ、あるいは帝国主義諸国間の経済的軍事的競争の激化のもたらした核戦争の危機として現象している。

かかる情勢のもたらした世界戦争の危機と、それを基盤とした広汎な危機感に立脚した平和運動の高揚から国際的反戦斗争の

斗争世代」の性格を与え、「新憲法感覚」の枠に締めつけられている市民層から切り離すこと、これは決定的に重要な意味をもつてある。

(以上)

重要性を強調するの、あるいは社会主義(?) 諸国と労働者人民の圧力によつて歴史の歯車を逆転させ資本の論理そのものを体制的圧力によつて圧殺し帝国主義的平和の維持のために全力を投入することを叫ぶのか、そして又自由化への各国の対応の

もたらしたプロレタリアートへの政治的、経済的抑圧に対する非妥協的な闘いを通じて権力への接近を図り、矛盾そのものを根底的に止断する方向を選ぶかによつて、全ての政治組織がその存在そのものを問われようとしている。

いわゆる政治組織の党派性とは決して単なる理論や考え方において示されることではない。それはその組織のもつ理論

や政治的経験によつて買かれた現実世界に對する把握の内容に於て、現実政治の中における政治方針において示されねばならずそのもたらした組織的、政治的効果によつて検証されなければならない。

さて我々がオ一になさねばならないことは、EEOの発展と各国のそれに対する対応という形で形成されている自由化段階における国際政治と、「斗争しあう諸階級の共倒れ」の可能性すら含んだ国際的危機の主体的総括であらう。

新たな資本主義発展の形態としてのEEOは主体的にはプロレタリア革命の挫折にともなう資本主義の延命の形態として総括されねばならない。オ一次世界大戦から一九三〇年代のナチズムの胎頭にいたる十数年間にドイツが経験した数次に亘る革命の失敗にその典型をみるヨーロッパ革命の失敗は単に「歴史の必然」として客観主義的に合理化されうるものでは決してなかつた。

そして又、「ヨーロッパの病人」から今や西独と対抗してEEOの主導権を競うまでに至つた、フランス資本主義の発展は一九五八年のドゴール登場以来の激しい反

動化をそれに対する仏共産党の無能ととうらぎり、そして、プロレタリアートの斗わざる敗北に支られたものであつたのだ。(ドゴールの反动化の過程は、その内容において、予想される日本の反动化の過程と類似していて興味深い、そしてまたその過程は同時にスターリニズムの誤びゆうの典型であつた)

「資本主義はいかなる危機においても資本主義それ自体としては 打開策を持つてゐる」のであつて、問題にしなければならぬのは「資本主義の危機からの逃避をさげることのできなかつたプロレタリアートの、つまりプロレタリアートの活動の一総括にほかならない。

EEOの発展とオ三次大戦への危機はかかるプロレタリアートの敗北の結果として、又、それ故にこそ、現代における反帝斗争の強化をこそ要請するものとして総括されねばならない。

プロレタリアートの敗北と反帝斗争の沈滞とは対照的に「平和運動」は未曾有の高揚を示しているかに見える。

イースター(復活祭)今年は四月二十二日)に向けて各国で行われた集会や行進、

即ちミラノの五〇〇〇名の集会、四・二〇のイギリスの一五〇〇〇人のデモ、四・二二の集會に集まつた一五万の大衆、アメリカの「婦人のストライキ」の活動、学生の連日のデモ等々、各国において展開された運動は四・二六のアメリカの核実験を契機にしてより一層の盛り上りを見せている。

しかし、これらの運動はいうまでもなく、全く没階級のなものである。そして、絶対的平和運動とでも呼ぶべきこの種の運動の高揚は、一方において、核戦争への危機の成熟を示していると共に、プロレタリアートを主体とした国際的反帝斗争の沈滞とプロレタリアートの小市民化を象徴的に表現しているのである。

我々は、イタリア共産党員ヴェリオ・スハーンをして「平和運動 は権民地主義と帝国主義に對して闘う組織ではあり得ない。それは現在の国際情勢の枠内において平和のために闘う運動でなければならぬ」と言わしめた「平和運動」の広がりを目を見張るのではなく、正にそれを浮き彫りにさせた国際的な反帝斗争の沈滞状況を総括し、何よりもまず、ますます増大する反帝斗争の重みを認識しなければならぬ。

② 政治的な問題を経済的な問題から機械的に切りはなして語る事ができないのと同じく、階級対立の非和解性の産物としての国家の文章の表現である「憲法」をその経済的土台の動向から切りはなして考えることはできない。

しかも国家の文章の表現としての「憲法」は単に法源として「憲法」としてのみ存在するのでなく、さまざまな法律、政令、判令、行政執行e.t.c.によつて構成された現実の生きた制度(制度としての憲法)として存在し、現実の政治過程の中で運用されている以上「憲法の条文の改正」の手続からのみ考察して「憲法問題」||「1/3のカベ」として語ることは出来ないであらう。

「憲法は文字として存在するが、その文字によりかかつていれば死滅する……」(「世界」六月号、憲法制度15年の歴史と現実「戒能通孝」の言葉を待つまでもなくすでに「法源としての憲法」と「制度としての憲法」の背離は戦后十五年の歴史の中で誰の目にも明らかな如く進行し、実質的な憲法改悪は行われてきたのである。

日本資本主義が終戦直後の解体状態の中
から復活、強化され、さらに膨張していく
段階に照応して警察予備隊 保安隊
自衛隊と設置、強化された「武装した特殊
部隊」に関する各時期における発言はこの
事実を鮮明にも語っている。

「たとえ自衛のためであつても戦力をもつ
事は違憲であり、そのような再軍備をする
には憲法の改正を必要とする」(才13国会
における吉田発言)から「自衛隊は軍隊で
あるが違憲ではない」(木村防衛長官、54
年12月衆院予算委)と変り、さらに「現憲
法下でも合法的に自衛権をもちうる」(鳩
山首相、55年参院本会議)、「自衛権のは
ん圍内なら核兵器の保有も可能」(岸首相
57年参院本会議)となつていつたのである。

こうした憲法秩序の「概念」と「実態」
の背離、矛盾がさらに進んで「現憲法下で
徴兵制をしなくても可能である」(憲法調
査委員の発言)とならないことを誰が保
証できるであろうか。
かつて、理想的といわれた「ワイマール
憲法」とヒトラーの独裁が同時に存在しえ
たことはこの危険性を十分にものがたつて
いる。

不安定なナオス・ヴェトナム・韓国・台湾
における(投下された)資本、商品ルート
等の保護のためにより一層強固な軍隊(海
外進出も可能)の保有が必要となつてい
ると考えられる。
「限界にきた日本国憲法、独立国の責任
が果せぬ」(六二・一、一東京新聞)
「古い話をすれば 八紘一宇 というこ
とが戦時中いわれたが、そして戦後には、
の八紘一宇が帝国主義の表現であるとか、
あるいは侵略主義の別の呼称というような
ことをいう人がありますけれども、私はど
うも 八紘一宇 という本当の考えはそう
いう帝国主義的なものじやなく、直参一家
とか人類愛的思想につながる崇高な考え方
があるんじゃないかと思う。ことに最近我
々のお隣の韓国問題が起り、日韓国交調
整というものがやかましくなつた。あるい
は中国大陸問題が国連の国際政治上の問題
になつてゐる。池田総理がパキスタン・イ
ンド・ビルマ・タイ四ヶ国を訪問したけれ
ども、これらの地域の最近の情勢、日本を
とりまく現実の環境を私どもは一体ど
うしたらいいかということを考え、切実に
考えさせる。その時やはり考えなければな

極力の活動の所産であり、階級間の力闘
の実態化である「制度としての憲法」の
理念からのより一層の背離、憲法の空文化
Iを阻止し、歴史的な既得権の保護なり、
拡大なりをなし得るものはプロレタリア
トの不断の斗争であり、力の論理の貫徹以
外には存在しないということを我々は以上
のような事実から十分に学ぶことができる。

一九五六年頃より始つた日本資本主義の
近代化の動きに照応するものとして、それ
にもなう戦後日本の外交関係の総括とし
て「新安保条約」を考えるならば「憲法問
題」は世界革命の挫折の中から生れた新た
なる資本主義の形態「EEO」を中心とす
るブロック化に対する日本資本主義のそれ
なりの対応に照応するものとして、国際的
な市場競争に対処しうるだけの国家(経済
単位のそれではなく、階級対立の非和解性
の産物として外見は社会の上に立つもの
としての支配者階級の搾取の機関としての)
の整備—いわば戦後日本の政治総括—階級
間の力関係の総括—として考えられねばな
らない。
それは具体的には①終戦によつて一切の

らないのは何かというと、日本民族の使命
という考え方あるいは歴史的な使命観とい
つたようなもの、そういうものが一つこの
際お互いの共通問題として浮かんてゐるん
じやないかと思う。「民族と政治」六二
年一月号における佐藤栄作発言、傍点筆者
(「国連軍に協力しえないようでは独立国
としてはずかしい」)以上のような見解は
全て先に述べたような資本の要求を代弁し
たものである。
更に安保斗争に最も典型的に示された日
本における政治斗争の激しさ、ブルジョア
ジーをして「革命的状况だ」とまでいわせ
たほどの労働者人民の戦斗性はブルジョア
ジーをして直接的弾圧装置としての軍隊の
強化と権力のイデオロギー活動の強化の必
要を痛感せしめてゐる。
特に「新憲法感覚」と呼ばれる戦後世代
の思想状況が斗争の一定の基礎となつてい
ることに対する反省は「国体の中心的思想
が欠如しているのが現代日本の最大の危機
である」という形で表現され、道徳教育か
ら天皇制の強化まで含めてさまざまな形
で天皇帝の強化まで含めてさまざまな形
の権力によるイデオロギー的集約活動の必
要が叫ばれている。

の海外市場を失つたにもかかわらず、この
一七一年間に「二〇世紀の驚異」といわれる
ような巨大な成長をなしとげた日本資本主
義が、その内的欲求としての市場獲得を焦
眉の問題としてもつていたこと。②EEO
の出現による世界市場の再編成帝国主義間
競争の激化は海外市場の獲得を目標として
かかげながらも米国や西独に比較すると未
だ弱いといわれる競争力強化を必然化せし
めてゐるといふこと。③昨年末現れた国際
収支の悪化は競争力強化のための合理化、
近代化投資の阻止的要因となつてゐること。
等々でありこうした困難をのりこえて日本
資本主義が競争にある程度打ち勝つていく
ためには

④再び低賃金とソーシャル・ダンピング
を基礎にした低コストを競争の最大の武器
とすること。⑤市場の目標を運賃の安
い東アジア・東南アジアにおくこと、⑥二
点しか考えられず、その為には「国家的。
民族的危機」を訴えることによつて再び独
自のブルジョアのナショナリズムを形成す
ることによつて「華国一致」体制を築くこ
とであり、当然起るであろう労働運動の激
化に備えるとともに政治的にも経済的にも

ただ断つておくが、いわゆる「新憲法感
覚」と呼ばれる思想状況は決して階級意識
の形成を示すものではなく、権力のイデオ
ロギー的集約活動に対する国民思想の分散
状況を示しているにすぎず、それはあくま
で「虚偽の意識」であつて、真の「階級意
識」とは無縁のものであり、権力のイデオ
ロギー的集約活動(民族意識の形成)の強
化に対する絶対的なトリゲたり得ないこと
は勿論である。
以上の考察で、ほとん明らかになつたと
思うがブルジョアジーがその必要を最も痛
感しているのには一つには軍隊の強化であり、
二つには独自のナショナリズムの形成であ
り、そしてその完結としての憲法の改悪は
統治形態そのものの最後の変更を内容とし
てゐる。
現在進められてゐる「憲法改悪」の陰謀
は天皇制の強化を熱心に唱える復古主義者
を含みながらも基本的にこのような方向に
進みつつあり「憲法斗争」の中心の問題が、
当面は才九条を中心に進められるであろう
ことを示している。
又、ブルジョアジーにとつて歴史的に最
も有力な武器であるブルジョアヘゲモニー

による国民思想の形成についてはブルジョア自身を試行錯誤を重ねており、未だ決定板がだされていないが、「国家危機」の宣伝を基礎とした「アジアのチャンピオン日本」が基本構想として進められようとしている。

「憲法斗争」を改良斗争として位置づけるか、あるいは革命的政争として位置づけるか（はやりの言葉を使うなら戦術次元の斗争か、あるいは戦略次元の斗争であるか）を争うことは全く無意味である。

なぜなら、全ての斗争はその初期において改良斗争としての性格をもちながらも同時に（理論的には）変革の全プロセスを内包しており、現実的に権力問題を内包し得るかどうかを決するものは、（斗争主体の力量を含めた）客観的諸状況に規定された問題の包括性に他ならないからである。「憲法斗争は、安保以上の大斗争になるだろう」ということがよくいわれるが、この言葉は「憲法斗争」のもつ包括性の大きさを直感的ではあるが見事に表現している。「憲法改悪」によつて意図されようとしてゐる日本の統治形態の変更は、戦後十七年

我々に新しい任務を要求する。即ち、憲法斗争の深化の中で予測される激動（共同体的集約性の最大限のソウ失、危機感の充満と小ブルジョア層の動搖）の中においてもなお最大限に属としての学生運動を展開するために、個々の学生が研究と実践を通じて自己の世界観そのものを根底的に検討し得るような場を設定すること。しかも学生運動は長い周期での憲法斗争と治安立法、教育問題という一方を他方に解消することが決して許されないような課題をかかえており、このような新しい課題を要求されている。我々はそれを憲法研究会の広汎な組織化に求める。即ち、一方において八中委九大に於て確立された、クラス討議、ゼミ討議サークル討議を通じての情宣と学生運動の組織に加えて、新たな形態としてクラス、ゼミ、サークル単位に広汎に組織された憲法研究会活動を提起する。

憲法研究会を今すぐ斗争委員会的形態にするのは好ましくない。将来的には当然斗争委員会的性格が加わるであろうが現段階においては、むしろ実践とのかわりあいをもつた研究会という過渡的組

の日本の政治総括が、EEO、あるいはアメリカとの激烈な市場競争に照応して行われようとするものであり、日本資本主義の現状から当然予想され得る市場競争の中における日本独占の劣勢とそれによつてもたらされる日本独占の危機が、共同体全体の利害に解消されることによつてブルジョアヘゲモニーの下に回避されるか、あるいは危機が資本の危機として階級斗争のより一層の激化とプロレタリアヘゲモニーによる資本危機の止揚新しい価値体系に基づいた新しい国家への要求の可能性を生み出し得るかという問題を内包しているという点においてみるならば憲法斗争は戦後最大の政争たり得る内容をもつている。

そこにおいては資本危機を斗争のより一層の前進と強化の契機として正しく評価し得る部分と資本危機に共同体的危機として捉える部分とが真二つに分れるであろうし、その中間部分の存在は許されないであろう。民社党の完全なブルジョア政争機関への移行、社会党の分解、そして日共の民族路線の大衆的破たん、こうして日本の権力構造の脆弱性ととも暴露されるであろう既成政争の無能、非階級性、こうした状況の造

織として、成員の自発性と創造性を十分に生かす組織にすべきであろう。

④ ブルジョアジエのプロパガンダが未だ明確にならず、憲法調査会の活動を中心にして急速度の準備とイデオロギイ攻勢が進行している現在において、特に九月までの段階に於ては、我々の行動は当然憲法調査会を通じての対政府斗争という形態をとるべきであろう。基本的な行動方針としては、九月に行われる憲法調査会の中央公聴会の実力阻止がある。準備を整えなければ公聴会阻止斗争は少数の活動家動員による奇策を用いての斗争として組織されるべきではなく、各地における広汎な大衆運動に支えられた、大衆の一人一人が直接、間接の阻止斗争への参加と権力との対決を通じて意識の高揚を勝ちとり得るようなものとして考えられねばならない。

⑤ さて最後に諸潮流の憲法斗争の方針を検討してみよう。

構造改革派とよばれる諸君や、多くの文化人はこれまでさまざまな形で憲法のなしくずしの改悪が行われたきた（これは事実である）という事実認識の上になつて「

出は「安保斗争」を最も正しく総括した部分による正確な戦術提起によつて初めて保証され得るであろう。安保斗争は権力問題に至る大衆の高揚は連続した戦術によつて初めて生み出され得ることを十分に明きらかにし、戦術、戦術論の客観主義的誤りとその硬直性を完全に暴露した。

⑥ 以上の考察の上に立つた当面の任務は次のように集約される。

① 我々は戦術、戦術論の持つ保守性と無責任の確認の上に立つて個々の戦術の展開こそが改良斗争を革命的政争へと止揚する具体的な契機であり、デモンストレーション、集会、ピケなどが斗争の広がり深まりを保証し、それ自体何ものを生み出すとの視点に立つて個々の斗争の中における権力との非妥協的な対決を志向する。

② 膨大な宣伝によつて憲法斗争が、これまでの諸反動とは質的に異つたものであることを大衆の規模で確認し、その準備を組織的に進行（憲法研究会）

③ 同時にまた、憲法斗争が、これまでの諸反動と質的に異つた、統治形態そのものの変更を含む大反動であるとの確認は

民主憲法の擁護」とより積極的な主張としての「憲法の完全実施」を要求する。

この主張は次の4つの点において誤つており、ある意味では反動的な内容をすらもつている。

まず第一にこのスローガンは憲法斗争の目的を「現行憲法の完全実施」ということに完結させるものであるという点である。

現行憲法はいまでもなく私有財産制に基づいた典型的なブルジョア民主主義憲法であり、運動の目標をその完全実施におくということは運動そのものをあくまで体制内運動としてしか考ええないということになる。

次にこのスローガンは相手の攻撃が現実的に激しい形やかかつてきている時に、その闘いを民主主義擁護斗争としての憲法擁護斗争として考えるときにその闘いの場をいわば「抽象的理念」にもとめていたという点である。

相手の攻撃に対する防衛的な闘いをより積極的なものに転化しえるのは「抽象的理念」をかかえて現実を理念に近づけようとする運動の展開ではなく、独占ブルジョアジエとその政治委員会、そして我々のおか

れている「共通の土台」としての現実から出発し、その情勢の変化に対応した具体的な、ダイナミックな戦術に他ならない。その意味においてこれらの諸君のスピーチは極めて観念的なものといわなければならぬ。

オ三に、一と二の項との関連に立つて憲法斗争を展望すると、「憲法改悪」が諸階級の権力に対するかわり方（統一形態）の変更に暴力装置のより一層の強化をその内容としてもつている以上、我々がこの斗争に勝ち抜くためには運動の高揚の中で、大衆の中から新しい価値体系に基づいた新しい国家の問題が、提起されることが条件となる。云いかえれば憲法斗争は、「新しい国家」の問題を斗争の高揚の中で、必然化させる程の大きな包括性をもつた闘いなのであり、そのような時期にはこのスローガンは単に古くさいものであるどころか、まさに完結されているが故に反動的なスローガンにすらなるのである。

最後に悟らなければならないのは「完全実施論」に欠ける力の論理である。完全実施論はその観念性の故に「力には力の対決を」という政治斗争の原則を全く欠

いている。

階級斗争の成果は決して固定したものであり得ない。のみならず資本制社会ではいかに小さな成果であろうとも常に反動の危機にさらされねばならない。それを保ちえるのは唯一つ個々の斗争における「力の論理」である。そしてその論理と情勢の変化に応じた戦術による大衆意識の変革こそが、初めて新しい価値体系に基づいた「新たな国家」の問題をさせえし、斗争の勝利の原動力たり得るのである。

そしてさまざまな要求をかかげたデモンストレーションは、それ自体何ものかを生み出すという視点で展開されなければならぬ。展開されているのだということと同時に我々は確認しておかなければならない。憲法とは現実社会を支配する抽象的な理念ではなく、まさに階級斗争の産物として、一定の力関係の安定状態の下に確認されたものであり、力関係の変化の中ではそれ自体では一片の紙切れ同様の意味しかもちえないであろうということ最後に付け加えておこう。

先に述べた様に憲法改悪は現代世界にお

ける反動化（安保改定等を含む）との関連において理解される。日本共産党はこの論理の中から、それを対米従属的要素とのみ関連させて、サンフランシスコ条約新安保条約 改悪憲法という系列をつくりあげ、憲法改悪を「対米従属的軍国主義的な専制支配体制の樹立」としてとらえられている。

「サンフランシスコ条約の締結二年后に来日したニクソン副大統領が「戦争放棄の憲法を制定させたことはアメリカの誤であつた」と公言して以来、憲法改悪は米日反動の一貫したくわだてとなつてい

る」

（「前衛」一九六二年六月号一〇七頁）

「アメリカ帝国主義と日本独占資本は、自衛隊の増強と核武装化をすすめ、弾圧機構の拡充をおこない、憲法の平和的民主的条項をふみにじつてつくりだす再軍備と抑圧の既成事実を合法化し、さらにその方向をつよめるために憲法改悪をくわだて、軍国主義の復活と政治的反動化をつよめている。」

（オ八回大会、日共綱領）

そして二つの敵による平和的、民主的諸

条項の破壊

憲法斗争II平和的民主的条項の完全実施の闘いという論理を構成し、その完結した戦略目標を民族民主革命におく。

その論理の前提となる事実認識の基礎（情勢を参照）の故に現実的な効果を全くもちえないが一面において、憲法擁護とはちがつた組織的な政治斗争の論理をもつているといえよう。

「わが党は一部社会民主主義者のように事実上現在の憲法を絶対視し、今後の民主主義革命のためみづからの手をしばるものではない。

（「前衛」六月号一一九頁）

日共の誤りは次の点に集約的に表現される。それは一つには憲法斗争を自己の戦略の中に民主主義斗争として位置づける点にある。戦略的次元においてのみ革命の基準を見出すところの戦略戦術論においては必然的に改良斗争の軽視と革命性の喪失が行われる。日共においては憲法斗争が改良斗争として位置づけられた瞬間から憲法斗争に対する革命性は全く喪失される。

その原因は硬直しきつた戦略論の誤謬と憲法斗争に対するイメージの欠如に求め得る

であろう。

憲法斗争に対するイメージの欠如と戦略戦術論は同時に、憲法斗争の最少化をもたらす。即ち平和的、民主的条項の完全実施論がそれである。

基地斗争、大衆運動に対する弾圧反対斗争、首切り反対、賃上げ、労働条件の改善斗争これらが完全実施のための闘いの内容である。完全実施論においてはこのような憲法斗争II賃上げ斗争という解消が行なわれる。一体賃上げ斗争は、憲法に「文化的な最低生活」が保障されているから起るのだろうか、それとも憲法にかかわりのない、プロレタリアートの即自的要求として起るのだろうか、この問題に解答を与えれば、憲法の完全実施のための闘いとはその実、様々な改良斗争を全く恣意的に憲法斗争と称しているにすぎないことに気付くであろう。このような発想は賃金斗争の高揚を見て、「これは二つの敵に対する闘いであつた」と称すると次元を一にしている政治主義にすぎないといえるであろう。

日共の誤謬は憲法斗争に対するイメージの欠如がその現状認識（二つの敵論）と戦略論から必然化されているところにある。

更に我々が危惧を感じるのは、その民族主義路線である。国際斗争の中で国家の集約性がその土台（経済）において破壊されたとき、ブルジョアジーが武器として伝統的に使うものは、暴力装置の強化とその全面化、そして独自のナショナリズム（排外主義的、民族主義）の形成であつた。

そして憲法斗争を規定する情勢はそのような内容をもっている。民族主義がプロレタリアートにとつてであるよりもブルジョアジーにとつてより有効であることは歴史の示すところであり、ナチズムの胎頭期においてドイツ共産党の失敗がプロレタリアートに与えたボー大な被害が日本の規模で共産党によつてくり返されようとしているのは注目されてもよいであろう。

（終り）

☆ スローガン

一、帝國主義憲法の陰謀を粉碎せよ！

一、教育學問の権力支配の強化
大學管理制度改悪反対！

一、米ソ核実験反対！
第八回原水禁大会に於て
徹底的の體質改善を闘いとうろ！

一、日本帝國主義の侵略と抑圧の政策
日韓会谈反対！

一、治安反動攻勢を許すな！
政暴法の提出を阻止せよ！
ILO 關係五法反対！

一、物価値上げ反対
独占の大衆収奪から
学生々活を守れ！

一、池田帝國主義内閣を打倒せよ！
一、全日本學生の力で
全學連の再建統一を闘いとうろ！

総評大会をむかえる労働運動の課題

飛鳥浩次郎

一、今年度春闘の問題点

今年度春闘は闘争そのものとしては大市
賃上げや合理化対策などの問題をかかげて
例年通りのスケジューリングとして斗われ
た。闘争の評価についても例年と同様に、
基本権に前進したか或は敗北したかについ
ての論争が、本年度の総評大会にむけてな
されている。そしてすでに我々の今年度春
闘に対するこの面からの評価としては前号
に大崎悟がこれまた例年通りの民同指導の
内幕をバクロしている。だが我々がここで
更に春闘についての論議の必要性を感
ずるのは、今や安定化し、まさにきまつた
型で進行しているかにもえる「民同」の指
導性の内的構造を改めて再検討することの
必要性が、主として情勢の変化の中から浮
きばりにされて来ていると思われるからで
ある。情勢の変化とは、いうまでもなく今

年度10月90%達成を目標としている自由化
であり、また自由化体制にすゝんできた所
の世界構造の変化そのものである。
さて情勢の意味する所はさておき慣行化
した今年度春闘の問題点を整理するならば
それは次のようになる。問題は大きくわけ
てイ)大市賃上げについて、ロ)斗争体制
について、ハ)合理化斗争についての三つ
であり、この中で一般的に合理化斗争への
とりくみが弱いことは指摘されている通り
なのでイ)及びロ)が評価の中心である。
我々は前述の大崎論文にもある如く今年度
春闘は基本的に独占ブルジョアジーのヘゲ
モニーのもとでおしきられたとみる。大市
な物価値上げの中で賃上げ額そのものが日
経連の不況宣伝のもとでおさえられた(賃
金のstop)という点に中心があるというよ
りも、賃上げに対する斗争体制そのもの、
指導体制そのものに敗北の要因がある。即

ちそれは3・31団鉄の単独ストライキや4
10私鉄ストなどを孤立させ全体としては極
めて強力な体制でストライキをくみ敵の不
況宣伝を打ち破るということを全面的に空
振りさせた点に顕著であり、そのような空
振りの集中的表現として鉄脚トツパツタ
ー構想の互壊がある。そしてこの点に関し
て云えば総評太田議長自身が各埠産・単組
の独立体制がなく、ストライキをうづ力量
のないことを理由に自らの指導を擁護して
いる。(月刊労働問題—一九六二、七、太
田著、「総評新運動方針案の重点」)。こ
のような指導体制そのものについては、民
同内部即ち私鉄・総評本部とのやりとりの
なかで討論がなされ、高原斗争(総ぐるみ
でトツパツターなしの)が是か、或は体
制分析のない指導が問題かといった総評討
論がある。だが何よりも問題なのは大崎が
のべているように、或はバクロしているよ
うに、依然として民同と資本とのアベック
の性格が今年度春闘においても具現化され
るような動向を打ち破るような潮流が大
衆化していないという現実であろう。そし
てそのような現状にも抱らずあゝも変らず
ゆう然たる指導体制としての民同支配が日

本の労働運動の基本的潮流であることを
が問題である。

さてかゝる観点からみるならば、賃上げ
斗争における労働運動の停滞現象、様々の
角度から技術革新に依りての職場の内容の
変化に依り、青年労働者の比重が増大し、
それが賃金をめぐる労働組合内の指導体制
そのものをも変えつゝあるといわれながら
も、依然としてそれが具現化しない所の労
働運動は、全く期待に値しないものなの
であらうか。そこで我々は春闘とその指導
体制にからんで、今年春に大量の動員を東
京にかけながら、全山スト体制を目ざし一
応の首切りを政府閣議で中止させ、更には
一三七五円の賃上げを実施した炭労の闘争
をみなければならぬ。勿論炭労の闘争の
もつ意味は賃上げ闘争の評価とは異なる。
隅谷三喜男氏が朝日ジャーナルでのべた如
く、現在の太田・岩井ラインは一九五五年
以降の近代化投資という日本独占資本の展
開に対応した「産業別統一闘争」による賃
上げ闘争を本命として来た。そして企業整
備、合理化首切りによる攻撃はまさに例外
的にしか受けて来なかつた。まさに炭労は
この例外的ともいえる企業整備の嵐の中で

続々と技術革新一企業合同をすゝめ、大量
生産体制の合理化を具体化している。
そして域内貿易の発展は更に域外への低価
格商品の進出を必然化し、必然的にアメリ
カの世界市場における位置を相対的に低め
イギリスをして国加入へ踏み切らせてい
る。更にそのイギリスもまた企業合同を急
いでいる。このような経済の動向はまたそ
れぞれの域内における設備投資の不均等を
必然化し、それが労働条件の不均等化を引
き起こし、新たな分裂要因ともなっている。
日本の独占企業は、かゝる自由化の大勢の
中で、内的には過当競争による資本の絶対
的規模拡大阻害要因をつよくうち、外的に
はために依然として国際的な中企業（勿論
鉄鋼電機等の例外はある）的位置で、自
由化に踏み切らざるをえず、しかもその
ための準備過程ともいふべき最近の時期に
設備投資過大による消費者物価値上げと国
際的収支悪化に陥つた。だが経済の必然性
は、依然として、低価格の実現によつて世
界市場に進出することを強制しており、そ
れに拍車をかけるように世界的な規模での
過剰生産の傾向がひろがりつつある。かく
て日本独占の代弁者政府は日経連が、強く

きたえられ、崩壊寸前にまで追いつめられ
て来た組合である。従つて「独走体制」を
云うにしても、或は「職場闘争」について
みて、この一九六〇年を中心とした炭労
の闘争体制は、他の労組とは異なつた経験
をもつている。即ち炭労は、職場闘争を起
点としながら、独走体制をもち、徹底的に
抵抗闘争を展開した所の三井三池を中核と
して、今や全山的に一万人首切り合理化
を何とか受けとめて闘おうとしている。そ
の意味でそれは、今年度春闘において最も
一般的に指摘されている所の合理化への対
決をその中心において春闘を闘つたわけ
である。そして炭労がしいて今年春闘におい
て、どちらかといへば新しい潮流として
の可能性をもつというとなればそれは、今
年一〇月9日自由化をめぐる経済情勢が、
日本の大部分の基幹産業に合理化の波を引
き起こし、資本の合理化攻勢が労働者階級
におそいかゝつてくるのであらう現実から
みてのことである。

ここでことわつておくが、炭労の政策転
換闘争そのものについての評価は、未だ充
分になされていくわけではなく、炭労の提
出している所の徹底的抵抗政転闘争、情勢
賃金の政策をうちだし、また合理化攻
勢を予告し、合理化に対する広汎な労働者
階級の反撃に対して集団行動を規制する所
の治安の強化の必要性を強いることとなる
合理化による資本攻勢はいわゞかゝる情勢
からする所の必然の方向であり、アベック
的賃上げ闘争、即ち賃上げ要求↓闘争体制
↓中間機関の介入↓闘争体制の解除↓妥結
の方式は一つの転換にたつこととなつてく
る。

こうしてみてくるならば、政策転換闘争
は、民間↓の路線としてこそ一つの潮
流として、さまざまな論議評価の対象とな
るとしても、それが実際の闘争体制、指導
体制もなしに、総評運動方針等で大きくと
りあげられ、しかもそれが構造、革路線と
して社会党にもあげられるとすれば、当
然に民間の新たな労働組合支配のカムフラ
ージュとなることはこれまたわかりきつた
ことである。したがつて我々が今年度闘争
を通じて新たな、いわゆる労資アベック的
運動からの脱してさぐるべければそれは次
の如き点の検討が必要であらう。即ち、ま
ず第一に現在合理化を必然化しつつある所
の世界的な帝國主義の動向、世界資本主義

とからみあつた固有の国営化プランにして
も、それが石炭産業のみ分断された状態の
中では、大きな幻想となる危険もある。ま
た対国家交渉に移行することにより、三池
の決定的敗北の直接的契機となつた第三機
関に対する根底的な思想的弱さも無視しえ
ぬ。

それはさておき、以上の如き観点からし
て我々が春闘評価を通じて深めなければな
らない点は、民間そのもののバクローから更
に一步つきすゝみ、新たな情勢の中で民間
を分析し労働運動の新たな動向をさぐるこ
とにしばられる。

二、情勢把握における 階級的視点

今年度春闘の中で、労働運動の転換点或
は転換の必要性を要請するものは、日本経
済のおかれた条件、日本の独占企業のおか
れた条件からする所の独占資本の労働政策
からいえることである。情勢の特徴とはす
でに何度も分析されているように、世界的
な規模の戦後世界帝國主義諸国の経済的発
展段階の新たな局面への移行自由化につ
いてである。例えばヨーロッパにおいては、
E.E.C.を中心とした広域市場圏の形成は、

経済の価格競争と循環局面をどのように評
価するか。この問題に炭労の原氏のいうこ
とく、戦略的固有化（これは我々のいつ
た戦術的設置と極めて類似している）とい
う意味ではなしに、徹底的な抵抗闘争改
良闘争の更に根底に、ブルジョアジーとの
世界的な（より具体的には日本の独占ブル
ジョアジーとの）階級対立から、階級決戦
への展望をもたせるか否か、またそのよう
な潮流は出現しているか否か、次に、現在
の民間体制が一九五五年を境とした日本独
占資本の近代化投資（高度成長）と対応
して来たことと同時に、その同じ過程が、
国鉄新編闘争↓三井三池闘争の一つの左翼
的、民間の枠からはみでる闘争をも生みだ
したことの認識である。即ち、いわずと
したこの主体的過程が「新左翼」を生み
だす日本の要因として作用し、しかもこれ
らの闘争が安否も含めて、敗北し、闘争の
担い手が明らかに挫折したことである。
以上のように現在の情勢の中に世界革命
への展望を客観的・主体的にみつめ、そこ
から春闘をみる質合、現在の所我々は客観
的な情勢の危機的現実に対しての「主体安
因」の弱さ、指導の問題をその集中的な

総括点とみざるをえない。だがそれでは我々は階級闘争の現状からの展望を全然といつていほどに見失ない。いまや大衆の自主的エネルギー即ち運命の手に革命をゆだねる以外に方法がないのであろうか。我々はまさにこの点を見なければならぬ。

三、憲法闘争と新左翼の再生

我々は資本主義体制の現段階に世界革命の必然性みると、勿論無條件的な権力獲得を夢想し、直接行動の時期をはかつていくわけではない。むしろ現在の主体的要因においては、労働運動においても端緒戦は起点ともいふべき点を極めて重要視するものである。我々はずっと根底的には、それを疲労における職場闘争、或は我々の同志達がとりこんでいる大中電における職場闘争の中にある。そこには日本的な組合活動に端を発して、根本的な資本主義をくつがえさんとする一つの潮流がある。だがこのような意味だけなら、民青にしても社青同にしてもたゞ反幹部闘争として、いわば塩田庄兵衛氏がいうように（中央公論六二・七）素朴な民青的な政治意識でしかない。いわば一九五四年以来の青年新労働者

達の傾向である。（我々はともすればこの潮流を無批判的に過大評価して来た）だが我々の云う所の新左翼は、端緒小戦術改良の要求への非妥協（な）から、情勢での要求の徹底化に大戦術（例えば国有化）更には革命への進路が、明日に民同的支配のもとで或は日共的なアナクロニズムの下で重大な阻害を受けていることを根底において理解する所の潮流である。国鉄新濁一三井三池、そして安保の中で明確に挫折を感じ、既成左翼の世界革命における無能が、いわばプロレタリアートの主体的な危機を理解する潮流である。このような認識は極めて日常的な資本との対立の場における徹底性にもとずく非妥協性（日）和見主義との闘争として継続される。

さて我々があらためて春斗における「新たな潮流」を分析し、探求するのは、以上の如く、春斗の敗北のもつ現在の情勢からする意義から出発した所の当然の帰結である。更にそれが例えかすかなものであろうと大きく広がるという見通しを与えるものは、以上でみて来たような経済的情勢が、現在でもすでに治安問題をうみだし、或は今次の参議院選挙で、社共、民社の勢力が

1-3の議席を判つたこともあわせて「改憲問題」というきびしい現実が、必ずプロレタリアートを大きく刺戟すると思うからである。安保闘争の中で挫折した多数の小ブルジョアの急進主義者（革命的急進民主主義者）も今や多数職場に散在している。来たるべき政治闘争は、労働運動における徹底的な抵抗（春斗批判と、広汎な急進的小ブルジョア）の憲法闘争の合流の延長線上に描かれるであらう。その時にはじめて、小ブルジョア闘争の限界点が明らかにされるであらう。

擬似政治参加から政治闘争へ

参院選挙の結果と展望

園田 浩

参議院選挙はブルジョワ国家における代議制度の特徴と左翼諸潮流の動向を一応反映した。直接の結果はスカラビノが指摘するように政党制度の閉鎖された体系の上での一種の「行政的手続」として行われたのである。

この結果である。日共の得票率の増加は、労働者の左翼化とは殊んど無関係に、愛国正義の闘争」というスローガンにも示されるように労働者を労働者としてではなく、中間市民意識の持主に解体した上で、創価学会式の猛烈な選挙戦術で市を占めた、ということができよう。

この二党の代表的スローガン——社会党の「護憲、中立、日共の」独立、民主、中立」というスローガンのなんと保守的なことか。ここでは都市庶民——中小企業労働者、未組織労働者、零細企業主を主な地盤とする創価学会のスローガンと根底的にはかわりはない。既成左翼は一応、「労働者」ということは語り、労働のヒエラルヒーに依存し、或いは工場地帯に宣伝カーを走らせる。しかしながら、彼らの闘争の相言葉、闘争の形態にどれほど「労働者の闘争」を振りおこし、労働者の意識に結合して選挙闘争を考える思考方法があつたらうか。

今回の参院選の特徴は、情勢とプロレタリアートの闘争の方向を政治スローガンとして集約し自己の位置づけとともに政治制度の上で反映させるという左翼に課せられた任務に対し既成左翼は何ら問題意識をもつてとどろくまなかつた、ということである。問題を選挙そのものの結果に限れば、社会党の得票率の限界は、労組のヒエラルヒーのみに依存した社会党の日本の組織労働者に対する影響の限界と同時に、組織労働者をロビイストの母胎としてしかけないこ

■党派別得票数比率(%)

| | 全国区 | 地方区 |
|----|------|------|
| 自民 | 46.4 | 47.1 |
| 社会 | 24.2 | 32.8 |
| 民社 | 5.3 | 7.3 |
| 共産 | 3.1 | 4.8 |
| 同志 | 4.6 | 0.4 |
| 派 | 0.9 | 0.2 |
| 創価 | 11.5 | 2.6 |
| 所属 | 3.9 | 4.8 |

存在したものは、小市民意識とブルジョワ国家における代議制度への完全な埋没である。本来、階級闘争の当面の目標、課題を直接的に具現することをいんべいする方法がブルジョワ国家における代議制度の特徴であり、そこでは国憲（共同）意識の強化の手段として、「選挙対策」「公約」等々の大衆の政治意識の減少化を狙う策略が講ぜられる。そして、マス、メディアの活用によつて「清き一票」とか「公明選挙」とか「選良」とかいつたたぐいの擬似政治

参加フレイズが主権意識として強調される
明らかにしておかなければならないのは、
ここでいう主権意識とは労働者の意識とは
無関係に、ブルジョワ国家における市民意
識の培養であるということである。このよ
うな状況にあつては、二重の意味で政治と
自己の立場を検討しなければならぬであら
う。その一つの側面はそのようなイメージ
操作による擬似政治参加フレイズと政治意
識の尠少化に対して、一定の距離をおいた
立場から自己を表現することであり、他の
側面は、このようなブルジョワ国家とその
政治制度に反抗する階級の政治指導部がい
ずれも本来的な機能を放棄し、きわめて易
々とブルジョワのイメージ操作と選
挙技術のワク内でしか自己を体現しないこ
とに対する自己の距離である。従つて、少
くともなんらかの意味で労働者階級の歴史
的立場と力量に依拠する政党政派は、この
ような現状のブルジョワ國家の政治規範の
告発者として登場しなければならぬ。い
わゆる「議會主義」が犯罪的であるのはな
によりもこのような政治規範に埋没するこ
とによつて自己の機能を尠少化させ、労働
者の意識を市民社会における個人の主権意

識にひきずりおろすことである。市民社会
における個人の主権意識は、フランス革命
をみるまでもなく、権勢力の力がダイナミ
ックに争われる政治闘争のつぼに於いて、
急進的である。一定の政治規範のワク
内に於いてはどのような意味で急進的であ
り革命的であり得るのか、また、どのよう
な意味に於いて、存在基盤をもつものであ
らうか。
いわゆる革新勢力が三分の一の議席を割
り、伸び悩んだのは、それ自体の主体的理
由が存在したからである。
既成左翼の秩序内自己意識がこのままつ
づけば、労働者の意識とエネルギーの腐敗
だけでなく、自らの組織の自壊作用にまで
すすむであらう。

(二)

日本のブルジョワジーは安保闘争以後の階
級情勢を今度もまた完全にリードして掌握
している。安保直後、ブルジョワジーは政
策遂行の阻害者となつた大衆的昂揚を自ら
の手で鎮圧することなく、ただ岸から池田
への政治指導部のバトンタッチによつてす
ますことが出来ただけでなく、三池闘争と
六一・六二年の両春闘をも伝統的手段で終

会系の行動は右翼のテロ行為と気脈を通じ
ながら、左翼の息の根をとめる活動を活潑
に展開している。政景法―民主的秩序維持
法案、ILO批准と引換えの労働基本法の
解体、大学管理法による思想統制とインテ
リ層の左翼化の防止政策がいよいよ現実化
されようとしている。参議院選挙において
三分の二に近い勢力を確保したことは彼ら
により大きな自信をもたせよう。小ブルジ
ョワ層の落蒙活動にもかゝらず現在では
やゝ後景にしりぞいた観のある憲法改悪が
安立法の具体化をつうじて急速化すること
は容易に予想されることである。
民社党のちよう落は、日本のブルジョワ
ジーが期待するほどには、右翼社会民主主
義の基盤が日本にはないこと、いかえれ
ば日本資本主義の矛盾は西欧諸国よりも、
もつとシビアに階級情勢を形成しているこ
とを示しているようである。民社党は自
己の存在基盤をオ二組合づくり、全労―
同盟会議コースの育成とひたすらに労働者
組織の右翼化に培けた。だが、このコース
には解答がすでに与えられた。ブルジョワ
ジーの意向は、このようなオ五列方式やま
た極端な冒険をきけて、プロレタリア諸勢

力の自壊を期進させる方向をとるであらう

(三)

さて、一般的にわれわれは政治闘争を労働
者の立場としてどのようにとらえなければ
ならないか。一般的にいってどのような
社会(階級社会)であれ執行権力はその執
行制をかためるための外被を身にまとう、
ブルジョワ社会では労働者のストライキ権
及び団結、集會、結社等々の一般民主主義
の法律的保障を一つ一つとりこわしている
ことでその外被は厚くなる。また、國家に
よる被支配階級の立場の擬装―憲法的用
語でいうならば主権者の現実政治からの隔
離が行われる。たとえばストライキ権をと
りあげてみよう。戦后、いちやくスト権を
はくくだつたのは公務員であつた。「公
僕」という陳腐な用語と引換えに、つい
で、電気、炭坑労働者が、そしてまた公労
協関係労働者が「公共の福祉」とひきかえて
ストライキ権を失つた。そして労働運動の
沈静化が、平常化する民間産業労働者のスト
でさえも特別の非常事態であるかのようなイ
メージ操作が行われる。もともとストライキ
は、そのものとして労働者の反抗の武器であ
り自衛手段であつた。それがストライキ「権

越させた。このことは六〇年衆院選挙と同
様今回の参院選挙においても、完全に自己
のペースで歩を進める最高の保障となつた。
自由化とEPOの驚異的な発展に对应せざる
を得ない日本ブルジョワジーは高度成長政
策によつて即応しようとして池田を經濟政
策の旗手としておくり出した。その政策は
戦後日本資本主義の發展過程における一つ
の特徴―國際収支のカベと景気過熱の
ワクによつてその矛盾を明確に露呈しなけ
ればならなくなつただけでなく若年技能労働
力不足、消費物価高騰、輸送力渋滞、都
市過大化等々の構造的矛盾をほらみだすこ
とによつて一つの限界を知らされてゐる。
これに対して、その矛盾を比較的整理しな
がら(勿論労働者の負担によつて)対応し
ようとする經濟同友會等グループや官僚グ
ループが藤山、佐藤といった次のチャンピ
オンを控えさす手筈を準備している。だが
現在ブルジョワジーにとつて最大の格好は
オ二次大戦後の帝國主義國家に於いては異
例の左翼的社会民主主義政党と労働者の行
動力の潜在、小ブルジョワ層の知的急進化
を喰いとめ、克服することであらう。安保
闘争以後、自民党内の極右グループ、素心

―として法律上の保障を与えられると同時に、
ストライキは労働者の手をはなれ市民
社会の「市民権」的存在と同列におかれる。
従つて労働者には公共性の下僕の地位が与
えられるにすぎなくなる。
ブルジョワ社会に於て一般民主主義的法律
的保障がなくなること、いわゆる法律の「
改悪」は一方では実体的権利をうばうこと
で、他方では、権利の抽象化、擬似化を促
進することによつてなしとげられる。その
ことはとりもなおさず被支配階級の本来的
な武器、自衛手段の擬似化なのである同じ
ような意味で労働者が政治に参加すること
は本来、直接に政治の過程に介入すること
であつた。しかしながら「参政権」として
代議制度のもとに擬装化が行われることに
より、政治ははるかに労働者の手に届かぬ
ところのものとなつた。市民社会における
参政権―一票の行使は、代議制度の下僕
としての擬似政治参加である。まして三権
分立というブルジョワ代議制度の中でもよ
り保守的、かつ巧妙な支配装置のもとでは
本来の政治闘争からの労働者の隔離はより
著しい。
本来、労働者の政治闘争は執行権力との

闘争、そして終局的には労働者の執行権力の樹立としてたゞかわれる。また、政治闘争はこのような意味に於て國家の形態による支配・被支配のヒエラルヒーの核心に迫るものである以上、小ブルジョアジーの危機感(急進性、或いは極端な反動性)の噴出を可能にする。

選挙も市民社会における、その本質的な契機——執行権力に対する、或いはそれへ向けての闘争として打出される場合に於て、主体的な意味をもつものであるが、スターリニズムの裏返しの合法フンプレックス、議會コンプレックスという宿阿をもつ既成左翼のイデオロギーに於ける選挙はゼロ以外の何物でもない。

さて憲法闘争は執行権力が体现するブルジョワジーの意図をもつとも抱括的、集約的に表現されるであろう。同時に亦二次大戦後の日本ブルジョワジーが帝國主義として復活してくる過程で基調としてとりつづけてきた労働者に対する、擬装体制の完成をめざすものであるがために、必然的にその政治闘争は大規模化するであろう。労働者、学生、政治的關心——政治闘争への参加の意向を、憲法とその前哨戦としての治安対

策諸立法の阻止闘争に直接集約する方向へ——即ち啓蒙から闘争の組織化へ擬似政治参加から政治闘争への参加へと転換させなければならぬ。

公務員賃金の課題

—公務員共闘一九六二年度

新賃金斗争方針批判—

木 山 茂

一、公務員賃金の直面せる
客観的・主体的問題点

アメリカの全般的経済危機、E・P・C内部に於ける政治指導権をめぐる独仏帝國主義國家の対立、核武装等々、帝國主義の危機が世界的に進行しつつある現在日本独占ブルジョアジーの緊急の課題は、深まる経済危機を前にして、帝國主義的支配体制を完成せしめる所にある。

即ち、資本主義的矛盾の激化へのブルジョア的対応としての憲法改悪がそれである。現在進行しつつある反動化には、二つの側面がみられる。

それは、社会的経済的諸問題に関する階級闘争への安全弁、乃至は、プロレタリアート抑圧の直接的な暴力支配装置の再編強化として、前者は、国稅通則法、農基法の実施、失対専横の廃止等の全般的な暴政反動化と合理化、後者は、国公法改悪、政暴

法等にはじまる一連の反動立法の制定から憲法第九條廃棄と帝國主義軍隊の核武装へのコースとしてであろう。

此の政治情勢の中で、とりわけ公務員労働者に対する政治権力の弾圧と分裂支配は、日母に強化されつつある。全般的反動化過程の直接的障害物は、公務員労働者の闘いである以上、公務員労働者の階級意識を去勢すべき手段が権力によつて講じられるのは当然と云える。

此の企みは、現実に行進している、I・I・O条約批准を交換条件とする国公法の改悪を立法化して、一挙に公務員労働者を権力の尖点とする動き、又全国税等に於ける第二組合結成、当局の一方的交渉の拒否等々は、その氷山の一角に過ぎない。更に「公務員制度調査会」の動きを頂点とする

合理化は、労働強化と退職勧告の形で進められようとしてゐる。

所で、これら一連の反動化の物質的基盤は公務員賃金体系に、イデオロギーとしては、公務員労働組合の内包せる弱点を利用した組合批判に求められている。

さてその賃金体系であるが、これこそ一昨の人事院勧告に基き政府が打ち込んだ職務給的年功賃金体系が、独占と政府の企図を申し分なく発露しているのである。年功賃金による企業意識(IIストライキ不要論、行政を通じて社会の為に生涯を……)の養成、職務給賃金への不満を競争によつて解消させる効果、これらが管理層の巧妙な政策によつて、運用され、前代未聞の低賃金と労働強化を實現するのである。更に、この人事院勧告体制は、日本労働者階級の闘いの弱点、とりわけ民間幹部のブルジョアの指導の助けによつて、労働力市場に甚大な悪影響力を持ちつつある。

だが、この賃金体系を押しつけられた時点というのが、過去三年間の賣割の中で、最も長く闘われ、又安保闘争という最大の政治闘争の結果、政府に団交の窓口を開かせたといわれる、時点であつてみれば、如

何程に公務員共闘の指導と闘争自身に弱点が内包されているかようか。わかれ。「弱点」は克服されなければならぬに拘らず、むしろ拡大再生産さえされている。この専横、賃金闘争を重ねる毎に、組合員の組合からの離脱を促進する結果をもたらさうとしている。

これらの傾向と突進は、戦后労働運動の中で繰返し現れ、又指摘もされて来たものであるが、最近では、警備法、安保斗争の中で、著しい指導の混乱と、ブルジョア支配の危殆をブルジョア的に收拾せよという革新政党的指導乃至は無能、一いわゆる「革新的前衛の不在」、「統一と団結」の名を借りた組合民主主義の否定とスターリニズム等、今春闘に於けるプロレタリアートの全般的後退を「成果と前進」という粉飾で下部労働者をあざむく民同幹部……等として、具体的に現れている。

従つて、われわれの実践的課題は、これらの突進を本質的所まで分析し、生産点に於ける、労働者及び活動家に、革命的な労働運動の方向と真の前衛を立て、提起してゆく所にある。同時に、既成指導部のスターリニズムとブルジョアの戦略戦術に、巨

大なプロレタリアの闘争とそれに立脚した鋭い批判を加える事によつて、プロレタリアートの闘いに勝利をもたらす事だと考えらる。

さてそこで、以上略記した公務員の直面せる客観的矛盾問題(第一に、政府独占の全般的反動化に伴う、行政反動化、合理化、公務員労働者分業支配とその物質的基礎としての低賃金体系の維持・スト能取上げと人びと体制の強化・公務員による金労働力市場への賃金統制である。第二に、運動自体の欠陥と指導上の誤謬)に焦点を合せつゝ、特に公務員斗争過去三年間の賃闘と今年の賃闘方針の批判検討を行いたい。

一、賃闘発展の阻害となつたブルジョアイデオロギーと指導上の根本的誤謬

三十四年と三十五年の一律三〇〇円引上げの賃闘は安保斗争の激しい昂揚の中で行われた。最低賃十分、最高賃時間の早期職場大会が激次におつた打たれ次第に、組合員の政治的関心と闘いの姿勢が築かれつゝあつた。だが、安保自然成立以後、公務員共闘は運動全体の「市民主義」「議会主義」への収れを池田内閣の登場の中で、

専横上の勧告待ち体制を作つた。い

わゆる八・八勧告を迎えて、全卒の賃金に關する理論的、階級的武装とそれ以後の指導の無さは、組合内部に大きな動揺を与えた。国会での立法化に向けて、大衆行動を打つたが、スケジュール的統一行動は、組合内部に生じた人専横に対する幻想を完璧に打破する事が出来なかつた。

その結果要求に近い額を獲得しながら、職務給体系の導入と最低賃金は只の九〇〇円のアップしかなかつた。従つて、平均額としての回答額は、むしろ職務給体系と上下格差の増大の爲の財源に於てられたとみても行き過ぎでない程である。かくの如く、公務員の賃闘は、出発の時点で、大きな打撃を受けるに到つた。しかるに、賃闘の総括は、中央指導部の「闘いは前進した」、「次の闘い」というキャッチフレーズの下に、大衆的に行われず、むしろ定期大会等での討論に於て闘争方針が決定されたものとして提出されているのである。

第二次賃闘(三十六年度)は、民間の右翼的思考の体現物たる賃闘方針と官僚的討論、それを「団結を守るねば」という日共スターリニスト達並びにその影響と組織的

規制の下にある大多数の活動家が助ける結果となつて、開始された。「統一と団結」、「職場闘争の強化」、「地域共闘の強化」、「経済闘争と政治闘争の結合」、「企業部闘争から統一闘争へ」というスローガンが並べたてられた。言語解訳としては、それぞれ重要な意味が与えられ、しかも、大衆的要求討論と総括の無視、賃金に關する原則的理解の欠如、類型的教育的肩勢分析からくる階級的革命的主体の欠落が、認識過程と実践過程に介在している限り、これらのスローガンは、革命的空語か、脱教じみたアジェンションとしての役割しか果し得ない。賃闘の闘いは、安保体制と激しく対立するであらう。したがつてそれは日本の独立、平和を達成すべく、愛國論民主戦線の一翼たらねばならぬというふうにして押進されている限り、賃金闘争は完全に宙に迷わざるを得ないのである。

専横、三十六年の公務員賃闘は、政経法紛争闘争に便乗して若干組織されたが、決定的な打撃を政府との対決の中で作りあげる事なく人専横勧告(一八才の初任給九、二〇〇円)即ち一日の食費一二九円二九銭とスローン(並の賃金)によつて、一律

五〇〇円引上げのスローガンは、闘争として組織されない中で立ち消える運命となつた。国公労働者の斗いは専横上終結し、大阪国公で取組まれた、賃金受領拒否闘争も、全国的闘争の停滞の中で目標を失わざるを得なかつた。

その中で、大阪府都府のみが、国公労働者の闘い終結後も、独自の激しい実力行使を含む闘争に突入した。企業別、地域別闘争の枠を完全に打ち破れなかつたとは云え、三十五年に引続き一律五〇〇円を闘い取つたのである。

この前年度の賃闘が持つ階級的な側面が、三十六年度賃闘総括の中では、「地公労働の闘いは大きく前進した」と評価するのみで、三十七年度の方針は、例年にもれず、「階級は激しい、しかし我々の闘いは益々有利である」という空語のもとに、要求スローガンを羅列し、すべてが抽象的空語で飾られているのみである。「賃金は実力行使で取れ、そして広大な統一闘争を」「要求の原則は額ではない、搾取に真向から対決すべきである。即ち最低賃金の大幅な向上と、同一労働同一賃金の原則」という階級超脱の教訓が、学ばれ、猪俣させられるのでは

なくて、民間の右翼的ブルジョアの指導に基づく賃闘の全般的敗退を陰へいする材料にしているに過ぎない。「私達の闘いは全体的に前進しています。しかし多くの克服されなければならぬ問題点があります」と。

従つて、ブルジョア階級の反動攻勢の中で、現地でよく公務員労働者の賃金闘争に對する疑問と幻滅感、一部の強い意識の進んだ単組、活動家を除いて、大半の組合員を益々人専横体制へ縛りつける結果を作り出し、地公、国公との統一闘争に誘い作り出し、闘い所が真中の攻撃を招く結果をもたらす。

現に、国統、憲法、電成への権力鎮圧と分裂がそれであり、府都府への集中攻撃を孤立化は益々今年度の賃闘の中で特に現われて来る事が予想される。

次に、ここで賃金闘争発展の阻害となつた原因を整理しその克服の基本的方向を明らかにしてみよう。

公務員労働者の置かれていた状態、即ち社会的存在とブルジョアイデオロギー並びに、それに対決すべき方向は次の如く要約されるであらう。

① 第三者機関（人事院体制）とスト権

戦后革命的と見え云われた公務員労働者が政令二〇一号によつてスト権を奪われた。間接を入れずレゾンドパーシを

受けてその闘争力と組織力が過度に低下した。三十四年迄、闘争が組織出来なかつた事がそれを物語つてゐる。スト権の代りとしての第三者機関（人事院）公務員法、ブルジョアジーの利害の別の表現にしか過ぎない。公平本判定とは、政府独占の搾取形態の研究、それに全社会的利益の維持という幻想を附与したものである。公務員は、その労働力を政府に売つてはいるが、スト（労働力販売拒否）による物質的損失以上に、国家権力の直接的支配によつて、労働力販売を強制されている。従つて、スト権と人事院併行打撃は、政治権力と直接対決すべき行動（ストライキ）提起なしには、中立機関という組合内部の幻想を打破出来ない。従来如きの形式闘争は、逆に、ブルジョアのイデオロギーを本質的には再生願する結果をもたらす。

② 年功序列賃金体系と企業別意識の育成

従来、日本資本主義の特殊な発展過程と構造に基づく、政府独占の一貫した労働賃金政策として年功別賃金制度がとられて来た。これはとりもなまきず、低賃金体系の維持による高度資本蓄積の出現と、労働運動内部に於ける企業別意識の養成に優れて大きな役割を果して来たと言へる。故に、労働力市場への統制として、人事院勸告公務員賃金体系の持つ政治的意義は、公務員労働者の搾取による節約と同程度に乃至それ以上に大きい。

従つて、この物質的基礎としての年功別賃金を打ち破る賃金要求を全公務員の大衆討論と決議に依らなければ、如何に統一闘争を叫んでも闘争は沙上の機關となるだらう。これについても、公務員共闘の賃金方針要求は全く弱い、一律五〇〇〇円、最低賃金一、二〇〇〇円、とは云つても、最賃については殆んど闘われず、一律アップは、結果として一律ではなく、上・下格差増大に利用されるという欠点を持つ、勿論この問題、要求を額だけに限定して考える誤りと、全体としての力置にも左右されるもので

成長政策の破綻と、日本資本主義の市場構造に関連させて、アメリカのドル防衛。自由化の日本への強制という型で情勢の特徴を把握しており、春闘の政治経済的意義を日本資本主義の構造改革に求める。曰く、大巾賃上げは、国内市場を豊かにするものだから資本家は認めるべきである。と。日本資本主義の内包せる基本的矛盾の激化、ブルジョワジーの危機の激化を、「不況宣言」という風に、独占の単なるイデオロギークャンペーンとしてしか把握出来ない所の認識である。「危機」としての資本主義分析の欠落は、ブルジョワジーの諸政策、現象のみを追う結果、プロレタリアートの階級闘争の主体的把握が抜けて、少しばかりの独占からの譲歩を政策転換闘争として評価する事になり、「情勢は厳しいが闘い、は有利」という珍奇な分析が出るのである。

日共を中心としたそれは政治的経済にわたる実証的、科学的分析に極めて乏しく「従属国」規定からの当然の結論として、安保体制打破、民族独立、平和にすべての闘いを焦約すべきとし、経済闘争と政治闘争の結合と統一戦線々術を打ち出す。にも拘らず、地域的な基地闘争を除いては、大

③ 職務給賃金体系の導入と合理化反動化

職務給体系導入の客観的要請としては、自由化を控えて益々資本蓄積の強化を迫られた独占が、より苛酷な搾取に低賃金を維持する為には、従来の年功別賃金が、度重なる労働者階級の大巾賃上げによつて、その企図が崩れる危険性を察知してのものであり、又、同一労働時間中の密度を高める企図をもつて出されて来たと解釈される。そこで、特に公務員賃金にこれを持ち込んだ理由は、従来の年功別賃金への補強と同時に、反動化に公務員を順応させるべく分裂支配と官僚統制の強化を目的とするのだと考えられる。これに対する公務員共闘の要求は、「全俸給表について總額を撤廃し完全通し号俸とし、差別昇給を廃止すること」「差別賃金を撤廃し、行政職俸給表」等を整理統合する」となつてゐる。

前掲に於いては、再び年功別賃金への逆戻りであり、後述に於いても、抽算的に過ぎる。従来の大巾賃上げ闘争が職務給の導入を阻止出来なかつた以上は、かくの如き具体性、戦闘性に欠く要求で果して職務給体系打破のエネルギーを引きだせるか否か答えは至極簡単である。以上、三点にわたつて述べた事が、不可避的に、公務員労働者の戦闘性と階級意識を去勢するものとして働き、過去三年間の闘いの中で、程度の差こそあれ、全国の活動家が直面した問題である。

次にこれらの客観的問題に対して、従来指導（本年度方針も含めて）が果して正しく為されたか、その答えは、全体的な賃金の後退と今春闘の敗北が如実に物語つてゐる。指導上の根本的誤謬は次の点に要約される。①客観情勢分析に於ける非科学性（教条的類型の側面）

第一は、民間を中心とする、改良主義、他は日共を中心とする民族的排外主義である。いづれも、現象のみに目を奪われた。或いは権威のみに追従する、非科学性である。

「烽火」紙上で情勢分析が行われているので詳細は略すとして、簡単に述べるなら民間を中心とした情勢分析は、池田の高度

来闘争を組織し得ないのは、彼等に革命的情熱があるかないかの問題でなく、彼等の情勢分析が、客観的存在と根本的に相異しているからである。

② ストライキに対する無方針は不可避的に闘争をスケジュール化し、人事院体制への依存を強める。賃金が政府との直接的対決、人事院体制打破を目標としながら、実際は、一片のスケジュール的統一行動に終り、少しの、政治的危機をも政府独占に与え得なかつたのが昨年の賃闘であり、本年の春闘であつた

これに対する総括は「職場闘争を基点に据えよ」という最早や古い古されたお題目である。その限りで「職場闘争」なる思考は当り前である。生産点での闘いが起らずして、何んで統一闘争、政府に対する打撃となるだろうか。しかるに「職場闘争」は闘われたが、一向に闘争力の強化に帰結しない。それは、「職場闘争」の内容が、日常諸要求の闘いのみ終り、大巾賃上げに対する、労働者の最も基本的且つ、唯一の行動即ストライキ、権力への直接的対決が提起されない所に存る。

今年の賃闘方針も、いたすらに内容抜き

の戦場闘争が強調されるので、むしろ全般的な實闘の後退の中にあつては、日常要求の戦場闘争は、孤立化と企業別意識の増大とならざるを得ない。民間支配の組合の最大の盲点は、ストライキ提起に基づき、プロレタリアの闘争確立の無視と、官僚的な組合民主主義の否定にある。

又、昨年迄の「政府と直接対決して賃金を獲得する」が、本年は大巾に後退して「勧告時に向けての闘い」「勸告偽善性の暴露の闘い」「国会に向けての闘い」の三段階方針が出されている。これは、公務員労働者の闘いを人事院体制に積極的に従属させる以外の何者でもないのである。

③ 統一闘争への修正主義

「企業別闘争から産業別統一闘争へ」「大衆闘争、政治闘争との結合」「地公、関公同時妥結を勝ち取ろう」という事が耳がタコになる程叫ばれている。これ又、中味は空で、反階級的で、反革命的でさえある。安保闘争に於ける政治危機の中で闘われた公務員賃闘は、最初の統一闘争とはいえず、数度の実行行使体制を築き得た。民間及び日共は、これらから教訓を得て、大衆闘争、政治闘争と賃闘を結合させて闘う事を提起した。だが、「結合」の意味は公務員労働者が経済闘争は勿論の事、政治闘争に於いても、自ら、実行行使体制を築いて、革命的に、政府独占の権力に反対し

て、大衆闘争の指導的中核として統一闘争を拓めるといふことではなく、完全にこれとは対立する思考を意味するものであつた。広大な政治危機を作り出す大衆の中で、この意味であつて、かの安保の如き政治闘争が展開されたらという意味で、プロレタリアートが強力な闘いを通じて政治闘争を全国的に指導することでは断じてないのである。先駆的な実行行使体制は、全体の統一戦線を混乱に陥し入れるものとすものが、民間、日共の統一であり空想的な愛国民主統一戦線である。従つて國公地公の闘いの足並みが乱れ、過去の賃闘は、國公の闘争終結後、地公が確定闘争に入るといふ戦線の不統一を克服出来なかつた事を総括して、國公、地公同時妥結なる方針が提起された。これは、特に衝動連の闘いを、階級性、戰鬥性に於いて全国化する何らの保証も与えられていない現在、いたすらに、形式上のみ統一するという事は、先進的な闘いを最も底い線で統一しようとする全く右翼的な、ブルジョア的方法であり、集中的な批判を加えるべきである。

④ 組合民主主義の全面否定とスターリンの指導

これらの傾向は、二重の意味で、労働運動革命闘争にとつて毒を流す。その一つはストライキで闘えば、必ずオ二組合が出来るといふ伝統的事実が示す通り、独占政治権力が狙う弱点である。ストライキに

よつて、組合が分裂するという民間の恐怖症は、資本家の分裂攻撃に敗北した事を意味する。この問題は、具体的事例の検討を通して分析する事は、ここでは避けて別の機会に移す。

オ二は、労働運動、組合の闘争を實踐を通じて、全組織的に批判、検討を加えることをやらず、一方的総括を既成指導部が組合員に押しつけるスターリン的思考組織運営は、闘争の内包せる矛盾を益々拡大し再生産している所に大きな関心を払わねばならない。大衆の創造性に学ぶ事を、良ししない民間、スターリニストの思考を徹底的に、闘いの中で暴露すべきである。以上、極めて、並列的にしか公務員賃闘の問題点、指導の誤謬を指摘出来なかつたが、これらの問題提起を軸にして、われわれは、政治闘争あらゆる階級闘争に責任ある指導を提起し、労働運動を、民間日共の反階級、反革命的な影響から解放する為に戦場で討論会で、闘いの場で、機関紙であらゆる大衆的な場で、批判を集中しなければならぬと考える。

最後に、賃金要求に関する問題提起をおきたい。年次別職務給賃金体系を打破して、革命的な賃金闘争（政治性ある）と展開する上で、どうしても明らかにしなければならぬ問題として、賃金要求の中に最低賃金、同一労働同一賃の原則をどの具

体化するからである。この問いについて、全同士の意見と討論を願うものである。（勿論賃金闘争は、資本主義の下では不可避で

あつても、革命を不可避とするものではないといふ前提に立脚してである事を附記しておく。）

感覺的ソ連論

八州 富 福 雄

直接手に触れることのできる資料を何ひとつ持たずに「ソ連論」を展開しようとするれば、それはいさおき何程かの「感覺的」な部分を含まざるを得ない。

社会経済体制にかかわるいくつかの具体的な資料と論文とによる「ソ連論」は、これまでかなり数多く主張されてきた。そして、それらのうちの多くが、結果はとにあり、主観的な意図としては、できうるかぎりこの「感覺的」な要素を排除しようとし、そこに自己の主張の科学性、理論性を提えようとしていることはいかゞい知れる。

だが、科学的であり理論的であることの証長、その究極が、必ずしも政治主張及び宣伝としての最大の効果と一致するとはかぎらない。政治においては、感覺的要素は重視されるべきである。

問題のたてかた

觀察の視角や記述の方法の如何を問はず、すべてのソ連論が扱わなければならない重要な問題は、大別してふたつある。ひとつはソ連の社会体制が資本主義体制に決定的に对立する社会主義体制ではあつても、依然として特定の枠組をもつ「社会体制」であり、社会主義という概念がもつ得る最大の可能性と歴史の意味は、原始共産社会以後のすべてのかたちの社会体制の最後のものとして、社会主義自体が実際に自己を位置づけられるかどうか、にあること。他のひとつは、共産主義社会という概念と、すでにソ連及びソ連圏で部分的に表現されていると云われる共産主義社会への具体的な志向となかで、マルクス主義がどれだけ一貫性を保てるか、ということ。云い換えれば、空想的社会主義やサンデカリスト社会主義等々の、いくつかの社会主義理論のな

かで、資本主義打倒・労働者政權樹立とい

う課題について最も有効であることを自から実証したマルクス主義が、現在の世界情勢の中で共産主義社会を具体的に（ロシアで、ハンガリーで、ポーランドで、あるいはこれから社会主義國のすべての地域で）建設してゆく課題についても、これと同じような有効性を持てるかどうか、という問題である。

レーニン全稿から「社会主義とは……」という命題をぬき出して社会主義的基準の一覧表をつくり、ソ連の現状のた、統計的な側面をこれに照合しているソ連論。新左翼が陥入つてしまった懸しき情況は、云つてみればこのようなものである。レーニンの革命斗争を一九世紀はじめの三十年代にだけ閉じこめ、江戸時代の日本の儒学者が採用した「訓話学」と交らないこの方法は、何ひとつの創造的な立場も生み出さず、しかもなを我々をこの急しき情況の中に追いこんで態度決定を迫り、そこから日本における社会主義革命運動に誰が介入し得るか、を決定しようとするのである。問題が逆転し、「革命を輸出してはならない」というレーニンの原則的主張は否定的に裏返しにされて、まさに「革命が輸入」されようとしている。

この情況を拒否しなければならぬ。その

ために、さきに示したような問題の設定をする。設定それ自体からすでに感覺的であるのは、もとよりの計画である。

物品を消費し享受する主体としての人間と労働力としての人間との関係である。資本制生産を最後として、人間をこのように分裂した二重の存在を強制する要因がなくなつたこと（社会主義社会体制の規範的な枠組は、この要因を除去することから構成され、我々はその可能性に立脚するのであつて、現在のソ連に人間の二重存在が全くない、ということ）を主張の前提にしているのではないことは云々までもない、それは自然を人間社会が征服し抱括するするという幻想の可能性ではなくて、全く正反対のこと、つまり自然に対して人間社会が持つていた関係の中から労働力としての人間という最も重要な媒介的支柱が欠除して、社会自体が自然からよそよそしくされ、切り離される歴史的傾向の可能性を意味する。

ここに、自然に対する有効なしかも最後の結核として、自然科学の発展が重要な意味を持つてくる理由がある。自然科学が、このよき自然への結核としての役割のみを課され、またそのみを果しているならば、現代ソ連の閉塞状況はこのエピソードのような「科学と芸術との対立」というかたちではあらわれなかつたであらう。だが、軍隊及び戦争がそ

れ自体は全く物理的な殺人と破壊であり、全く非政治的なものであるのにもかかわらず、時には典型的に政治的・人間的な役割を果したと、それと同じ意味で自然科学が別のもうひとつの役割を持ち、あるいは保持せらるる危険な現実の可能性がつかねある。それは、自然に対する人間の理解と知識の集積である自然科学がエネルギーを与えられて自己運動を開始し、人間社会全体を律するイデオロギー規範に転化するところである。自然科学はこの「転化のエネルギー」を与えるのは、社会が自然に対する相対的な孤立を決定するに躊躇するときである。これがソ連の五九年における閉塞の様相であつた。

事態はソ連においてまだはじまつたばかりであり、その方向を断定することはできない。それでも、自然と社会との関係における基本的な問題が、克服の可能性を同時に提出しながら閉塞状況として個々にあらわれてくる、という見解をたてることが可能である。

「これでもいいのか。私がまだ左翼陣営のハシケレのつもりでいたころ、勇敢に、純粋一路に革命への道を進み、途中ではげしい弾圧にあつて、直接、間接に生命をうばわれた多くの友人、知人の顔が浮かんで来た。かれらは何年か後にソ連でこのような事態が発生し私のようなものがこのような待遇をうけることを予想して死んでいったらうか、これらの人たちにたいしてなんとも申しわけないような気がした」（大宅壮一）

物品の資本制生産が廢止されたことは、社会体制の変革を動機づけ且つまた変革の可能性を条件づけるもつとも重要な要因が永久に消失したことを意味する。つまり、ある特定の社会体制に対してもうひとつの、別種の体制がとつて代るという変革はあこらず、たゞ変革されることのない社会主義体制と呼ぶかどうか、の問題にはなく、その自己展開を果中することが必要だ、なぜなら、展開は必ず閉塞の状況を否定し、しかもその否定の過程そのものをもふくんだものでなければならぬからである。

閉塞の状況がどのようになかたちであらわれてくるか、一九五九年に「女子学生と作家のイリヤ・エレンブルグをめぐつておこつた事件は典型的である。芸術と愛、感情

この小語にふさわしう、思い切つて感覺的な題目をつけるためにこの「ソ連感」を引用する。

閉塞の状況がどのようになかたちであらわれてくるか、一九五九年に「女子学生と作家のイリヤ・エレンブルグをめぐつておこつた事件は典型的である。芸術と愛、感情

閉塞の状況がどのようになかたちであらわれてくるか、一九五九年に「女子学生と作家のイリヤ・エレンブルグをめぐつておこつた事件は典型的である。芸術と愛、感情

閉塞の状況がどのようになかたちであらわれてくるか、一九五九年に「女子学生と作家のイリヤ・エレンブルグをめぐつておこつた事件は典型的である。芸術と愛、感情

自然科学がこのような二重の性格と役割を持つことは、分裂している資本主義社会の二重の意味での存在にとつて代る新しい危険を意味するが、決して不可避な問題ではない、そのことは、一女子学生の意見をめぐめるこの事件が生産関係にはかわりないことを示している。だが、自然科学が社会体制との現実な関係において論争の題目となり、ひとつの社会問題化するとい

自然科学がこのような二重の性格と役割を持つことは、分裂している資本主義社会の二重の意味での存在にとつて代る新しい危険を意味するが、決して不可避な問題ではない、そのことは、一女子学生の意見をめぐめるこの事件が生産関係にはかわりないことを示している。だが、自然科学が社会体制との現実な関係において論争の題目となり、ひとつの社会問題化するとい

自然科学がこのような二重の性格と役割を持つことは、分裂している資本主義社会の二重の意味での存在にとつて代る新しい危険を意味するが、決して不可避な問題ではない、そのことは、一女子学生の意見をめぐめるこの事件が生産関係にはかわりないことを示している。だが、自然科学が社会体制との現実な関係において論争の題目となり、ひとつの社会問題化するとい

ソ連共産党がマルクス主義前衛政党であるのを止めて社会主義社会の自律性をたなり人間のグループになり、そして、フルンチヨフが(その後身が)マルキストでなくなる時(それを否定するか肯定するかにかかわらず)を考へることが必要なのだろうか。

参考にしたソ連見聞記
「六十年代のソ連」(岩波新書・上下二冊)
W・G・パーチネット著 内山敬訳
「ソ連の65日」(講談社ミリオンプック
ス 黒田辰男著)

ニュース

1 社字同の圧勝に終る

去る六月二日、同志社大学学生会の自治委員選挙の開票が行われた。その結果、今までの社字同の全一支配がさらに拡大した。結果は次の通りである。

| | | | | | | |
|-----|-----|----|----|-----|----|----|
| 学部 | 社字同 | 民青 | 無派 | 社字同 | 民青 | 無派 |
| 法学部 | 十六 | 二 | 二 | 十二 | 二 | 六 |
| 文学部 | 十九 | 一 | 〇 | 十六 | 四 | 〇 |
| 経理部 | 二一 | 三 | 三 | 十七 | 三 | 七 |
| 商学部 | 一一 | 一 | 七 | 五 | 一 | 十四 |
| 神学部 | 八 | 〇 | 〇 | 八 | 〇 | 〇 |
| 工学部 | 二〇 | 〇 | 〇 | 二〇 | 〇 | 〇 |
| 合計 | 107 | 7 | 19 | 107 | 7 | 19 |

特に民青の拠点である文学部では、社字同二十名、民青十二名、右翼二十名の激しい選挙戦が闘われた。民青の精力的な個人オルグ、専断オルグ、悪質な選挙違反にもかかわらず、社字同の大衆運動の原則的な展開の前に、前年度わずか千名のほそぼそとした寿命を深めていた民青は、さらにその勢力を一名にけずられた。又、今まで、右翼に握られていた商学部自治会も、根本的にはたてなおしが計られ、十二・七・七で社会間の勢力下に入った。その他、法、経でも、社字同の圧勝に終った。

女学生「ニーナ」とニレンブルグをめぐる事件について、前書は下巻の二一〇ページ以降は二〇二―二〇五ページで紹介している。
「過去と未来の國々」(岩波新書・晴高達著)
「この目で見たソ連」(光文社カッパブックス・大宅壮一著、本文中の引用は十九ページ)
「巨きな約束の土地」(河出書房新社・五味川純平著)
「まぼろしと真実」(新潮社・竹山道雄著)
「スターリンからフルンチヨフへ」(三一新書・G・ボツファ著・石川善之助訳)

(同志社大学選挙)

我々は、さらに民青に対する逆オルグ、ノンボリに対するオルグが、等々さらに追打をかけるが、今後、内部体制をかためていく予定である。

(同志社大学 社字同支部)

2 社字同正副委員長を掌握
(教養部正副委員長の選挙結果)
正 当選 阿部 功 一〇七〇
(主流派) 社字同
次点 西村光雄 五一七
(統一派) 民青
村上 次郎 二五四
(全字連主流派) マル同
吉田祥一 一〇六 社青同
副 当選 目黒有史 一〇三二
(主流派) 社字同レフト
次点 角田 五三一
(統一派) 民青
小林譲治 二五二
(全字連主流派) マル同
守屋義男 一二二 社青同

(同志社大学学生会代議員選挙の結果)
主流派系 (社字同系 十三) 19人
統一派 (同学同レフト 六) 7人
全字連派 (マル字同) 1人
計 27人

(六月二日開かれた自治委員会においての常任委員選挙の結果)
主流派 十四 正副委員長をあわせれば十六になる
民青 五

(二七日開かれた同学会代議員会の結果)
委員長新藤綱也(社字同)が単独過半数で当選
執行委員 社字同 十三
民青 五
レフト 二

中執は同志会三役をはじめ六名が社字同一名レフトとなった。
票数、当選人数を見れば主流派の圧勝である。社字同も確固とした地位を確立した。しかし、前回の十二月の選挙とくらべても内容的に言つて検討を要するものをもつてゐる。変化は、マル同と民青の地位の入れかわりで、昨年で三位(票数二百数十)で二位に上り、マル字同の転落である。社青

同はあいかわらずであるが、去年その地位を占めた構造改革派は、全然ダメになつてしまつた。
論争点は次の点であつた。
1 憲法斗争に対する、反動化に対する闘ひ方。
特に自治会運動の新しい型態について。

- 2 ミソ核実験論争。
- 3 政治運動と日常的経済要求。
- 4 統一問題―全字連、学生運動

京大においては四月でのミソ核実験反対斗争を中心とした斗争、そして五月十四日の公聴会(広島) 反対斗争と五月三〇日の憲法改憲反対斗争を中心にとりくんだ。五・三〇は一〇〇名以上の動員を勝ちとつたが、そのなかでの討論はいまだ「平和憲法」を集約させた段階で、新しく登場した「新世代」(安保斗争を知らない)に対しては充分なイデオロギー斗争は成功しなかつた。センキョのなかでも、憲法問題に対して一般の関心がありながらも、それ以上の発展がなく代々木の「平和的民主的余項の完全実施」を粉砕することができなかった。これとあわせて、「ミソ核実験反対」のもつた々々

木批判の力が弱まつたことである。それは、マル字同の(選挙中は社会同ヒボウしかできなかった)の転落に示されている。そこへ、執行部のひままし主反対をとる統一派―民青の進出ができたのであつた。ともあれ、社字同は、選挙の勝利のうえにたち、府学連大会全字連大会にむけて、内部体制を強化しつつある。
(社字同京大支部)

3 社字同地位にたつ

(大阪府大選挙)
各学部自治会を解散して、全字連一の自治会に編成変えされることになつた大阪府大生自治会では、それまで経済学部しか握つていなかった社字同が勢力を奪取した。
執行委員 十七名中
社字同 七 マル同 三
民青系 五 薄改派 一
無党派 一
中 執
社字同 七 マル同 一
委員長社字同 副委員長マル同
大阪府学連の中核である大阪府大を征はしたことは、大阪府学連の指導部に社字同が大きく進出したことを意味する。

大阪城東製鋼に おける社研の闘い

現在鉄鋼部門では、高度成長の中で培われた生産能力が完全に過剰化しており、更に中小下請では、金融引締めによる金不足がプラスして深刻な危機に見舞われている。先に、東急くろがねが、倒産して全員降雇を行ったが、我々の同志のいる大阪の城東製鋼（八幡の下請け、従業員百八十数名）でも、ボーナス支払延期、賃金二割切下げの攻撃がかけられている。

攻撃の発端は、夏期手当要求八五五分に対する回答であった。日和見的な労組幹部（主任から組長に至る役付で構成されている）が出した八五五分要求に対して、会社側は、八五五分は支払うが景気が回復するまで待つとくれ、それまでは金一封で我慢せよとの回答を出し、更に、現在の月二五日労働を二〇日にし、五日分の六〇%（法律により、就労できない日については六〇%支給が規定されている。）についても景気がよくなつてから支払うと通告した。特に后者は、現在の生活ギリギリの賃金が、八割に減ることであり、労働者にとって文字通り死活問題である。

ス八五五分即時全額支給、賃金切下げ絶対反対を掲げて闘うことをピラで全労組員に訴えた。これまでピラを受けとつたことのない労働者には、ピラの反応は極めて鋭く、日和見的な労組幹部は、我が同盟の派遣したマイタ（労働者は圧倒的にピラの内容に同意した。現場を捕え、吉聞する一まくもあつたが、現場のピラ入れの上になつて、六月十日に開かれた組合員大会では、社研メンバーのイニシアによつてボーナス八五五分全額即時支給、賃金切下げ絶対反対の可決された。その上になつて会社側と交渉し、臨時代議員大会を開いてはかることになつた。しかし、交渉の形態は依然として（宣伝の不足から）三役交渉であり、早急に団交に切り換える必要がある。

一週間後に開かれた代議員大会（班長級が多）では、一週五日制維持に方針が格下げされてしまつた。代議員大会の現実には組合員の意志をそのまま反映してはいないようだ。代議員大会の方針はその後も后退を重ね、週五日制は既成事実となり、会社はボーナス六〇日分を二回に分けて支払うと回答し、代議員大会でも12:11で認められてしまつた。この斗争に対する我々の指導にも欠陥があつたようだ。こうした斗争では、改良要求をかちとることのみ終止してはならないであらう。そうした中で、労働者は、「労働力という商品をより有利な条件で売る」と、また純商業取引の基盤の上で買手とたたかうこと」しか学び得ないのであり、その当の労働者たちの彼らの雇主に對する関係しか認識できないのだ。我々はこうした斗争の中で、実力行動の必要性を訴えらると同時に、全労働

編集後記

者階級の団結の必要性、労働者階級が自己の要求を達成するには政治権力をとらねばならないことを明らかにすること、具体的な方針となることを極めてむずかしいが、少くともこういった視点を持つていたのではなからうか

△参院選と春闘総括、現在の当面の問題についての分析を足がかりにして、去る四月以来我々が追求して来た組織的な課題（八月に全組織への脱皮）にとりくんていた。この課題は、ただ単に「四月に決定したものだから……」というだけの意味ではなく、参院選において革命全国委員会が新左翼としての市民権獲得に失敗し、春闘での相も変らぬ民同支配という専断。今後の問題としては十月国会に先がけてはじめられるところの憲法斗争の新たな段階等のが、この課題により一層の重要な性格を与えているからである。

△本号は、京都府学連大会と全学連大会との短い合間に発行される。府学連大会の成果をもつて、全学連の戦斗的再建のために東上する社学同の同志諸君にけされい、のめいさつをおくる。

△最近「烽火」および「共産主義」のパン

クナンバー送付を要望される地方読者がふえてきたが、現在の在庫は次のとおり。

三号
四号
七号 残部僅少
一〇号 残部僅少

(一、二、五、八、九、合併号、は残部なし)

△送付を要望される読者は前金にて申込まれるか、組織をつうじて請求されたい。

(八洲篇)

労働者協会発行

京都市上京区烏丸今出川
同志社大学京都府学連発行
一九六二年七月十日発行

取扱書店

大阪 會根崎書房
京都 三月書房、京大生協
東京 同大生協
ウニタ書房

あらゆる政治・経済・労働・理論の出版物が揃う

良書厳選の店

曾根崎書房

TEL (341) 2666 大阪橋交差点東へ50米